

令和 8 年第 2 回 千早赤阪村議会定例会会議録

開会 令和 8 年 6 月 4 日
閉会 令和 8 年 6 月 1 9 日

千早赤阪村議会

令和8年第2回千早赤阪村議会定例会（第1号）

1. 招集年月日

令和8年6月4日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1 番 田 村 陽

5 番 畑 智恵美

2 番 井 上 浩 一

6 番 尾 崎 充 宏

3 番 中 野 智 子

7 番 建 石 和 則

4 番 南 本 齋

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

2 番 井 上 浩 一

3 番 中 野 智 子

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 菊 井 佳 宏

民 生 部 長 中 野 光 二

副 村 長 西 井 秀 孝

産 業 建 設 部 長 下 休 場 健 司

教 育 長 大 門 和 喜

教 育 課 長 尾 谷 浩

地域活性化推進担当部長 日 谷 順 彦

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 柏 原 美 佳

議 会 事 務 局 書 記 坂 本 由 希

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1 号 令和7年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 6 議案第25号 専決処分（千早赤阪村税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

日程第 7 議案第26号 専決処分（千早赤阪村税特別措置条例の一部を改正す

る条例)の承認を求めることについて

日程第 8 議案第 27 号 専決処分(千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する
条例)の承認を求めることについて

日程第 9 議案第 28 号 農業委員会委員の任命について

日程第 10 議案第 29 号 千早赤阪村印鑑条例の改正について

日程第 11 議案第 30 号 令和 8 年度千早赤阪村一般会計補正予算(第 1 号)

日程第 12 議案第 31 号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこ
れに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議
について

日程第 13 請願第 1 号 年金の毎月支給を求める意見書提出に関する請願

午前１０時００分 開会

○田村議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名です。定足数に達していますので、令和８年第２回千早赤阪村議会定例会を開会します。

まず始めに、菊井村長より、開会に当たって挨拶の発言の許可を求められておりますので、これを許可いたします。

菊井村長。

○菊井村長 おはようございます。

令和８年第２回千早赤阪村議会定例会の開会に当たり、田村議長のお許しをいただき、一言ご挨拶を申し上げます。

本日定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

平素から議会運営にご尽力をいただき、また村政運営にご支援とご協力を賜っておりますこと、心よりお礼申し上げます。

まず、昨日３日の明け方に大阪府のほうへ最接近しました台風第６号によります本村の被害状況につきまして、ご報告させていただきます。

現在確認されている被害は村道で４か所、農道１か所、及び赤阪小学校敷地内の倒木でございます。当日は早朝から職員が出勤し、倒木の除去やシルバー人材センターへの作業依頼など迅速な対応を行いました。

このうち、村道ショウブ坂線の倒木につきましては業者へ委託しており、本日中の復旧を予定しております。また、千早小吹台小学校の通学バスにつきましては、村道ショウブ坂線の倒木による通行止めの影響でルート変更を行うとともに、教育課職員が公用車による送迎を実施し、学校運営に支障が生じないように対応させていただきました。

さらに、地域の皆様には自ら村道上の倒木除去などにご協力をいただいた箇所も多数ありまして、この場をお借りしまして心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

これから本格的な梅雨や台風シーズンを迎えます。本村といたしましては大阪管区気象台とのホットラインをはじめ、関係機関との連携を密にしながら、気象情報の把握と危機意識の共有に努め、住民の皆様の安全確保に向けて迅速かつ的確な対応を行ってまいります。

それでは、本定例会に提案します議案につきましては、報告１件、諮問１件、専決処分３件、人事案件１件、条例改正１件、令和８年度一般会計補正予算１件、その他１件、合計９件でございます。

議員各位におかれましてはご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。定例会、よろしくお願いいたします。

○田村議長 5月28日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

建石議会運営委員長。

○建石議会運営委員長 それでは、5月28日に開催いたしました議会運営委員会において、今期定例会の提出予定議案等の審議方法を審査しましたので報告いたします。

本日の付議案件は、議事日程（第1号）のとおりです。

村長からの提出予定議案は、報告第1号から議案第31号までの9案件で、審議方法については報告第1号、諮問第1号、議案第25号から議案第28号までの4件及び議案第31号の計7件は本会議、議案第29号、議案第30号の2議案は所管の常任委員会に付託することに決しております。

請願第1号については、村づくり常任委員会に付託することに決しています。

また、6月5日午前10時より、議事日程（第2号）のとおり一般質問を行います。6名が通告しております。

なお、今期定例会の会期は本日6月4日から6月19日までの16日間と決していますので、併せて報告いたします。

以上です。

○田村議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○田村議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、2番井上議員、3番中野議員を指名します。

~~~~~

○田村議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日6月4日から6月19日までの16日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6月4日から6月19日までの16日間と決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長 日程第3、諸般の報告を議題とします。

2件の報告があります。

1件目は、大阪広域水道企業団派遣議員の推薦についてです。

尾崎議員を推薦することに決定しましたので、ご報告いたします。

次に、令和8年2月分から令和8年4月分までの例月出納検査について、報告を求めます。

建石監査委員。

○建石監査委員 それでは、令和8年2月分から令和8年4月分まで実施しました出納事務に係る例月出納検査について報告いたします。

令和8年2月分については、令和8年3月25日に実施しました。

検査対象は一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計、各基金、歳入歳出外現金です。

会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しましたところ、現金の出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

次に、令和8年3月分については、令和8年4月27日に実施しました。

検査対象は一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計、各基金、歳入歳出外現金です。

会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しましたところ、現金の出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

令和8年4月分については、令和8年5月25日に実施しました。

検査対象は令和7年度4月分、令和8年度4月分の一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、令和8年度4月分の下水道事業会計、各基金、歳入歳出外現金です。

会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しましたところ、現金の出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

以上です。

○田村議長 ありがとうございました。これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長 日程第4、報告第1号令和7年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 報告第1号は、令和7年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本件につきましては住基システム改修業務のほか、6事業に係る経費につきまして、翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月15日付で繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○田村議長 これより報告第1号に対する質疑に入ります。

畑議員。

○畑議員 村のこういう行政の会計というのは連動できるという基本的なところがあるために、事業というのはそれではない事業もたくさんあって、繰り越されるということは理解できるのですけれども、いただいた書類を見せていただいて、少しやっぱり理解を深めるための質問をさせていただきたいと思います。

これらの繰り越された予算というのは、令和8年度の予算に組み入れられるというものなのでしょうか。お願いします。

○田村議長 西井副村長。

○西井副村長 お答えいたします。

資料中の翌年度予算、翌年度繰越額につきましては、あくまで令和7年度予算として扱いますので、令和8年度予算に計上する、組み入れるという処理はいたしません。令和8年度におきまして、令和7年度からの繰越予算として執行いたします。

以上です。

○田村議長 畑議員。

○畑議員 そうすると、決算ではもちろん令和8年度の決算として報告されるけど、予算としては令和8年度に入れられるものではないということで、ちょっとその辺、また詳しくは後で教えていただきたいと思います。

それからもう1点、いただいた資料の中で国庫、府支出金に関してと地方債に関して、未収入特定財源というふうに書かれておりますけれども、これらの財源というものは保証されているものとして理解してよろしいのでしょうか。

○田村議長 西井副村長。

○西井副村長 お示しの未収入特定財源につきましては、予算上繰越事業への充当を予定しているものの、まだ村の歳入にはなっていない財源でございます。通常、国・府支出金は事業の進捗に合わせて交付を受けます。また、地方債は、こちらも通常工事完了や事業

進捗に応じて村が借入れを行いますので、事業の繰越しを行う場合にはほぼ未収入となる場合がほとんどでございます。令和8年度中の事業完了と合わせて収入を見込んでおります。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○田村議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

報告第1号を終わります。

~~~~~

○田村議長 日程第5、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案者の説明に入る前に、地方自治法第117条の規定によって建石議員の退場を求めます。

(建石議員 退場)

○田村議長 提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

本諮問は、令和8年12月31日で任期満了となります人権擁護委員に引き続き、建石和則氏を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

建石和則氏は令和3年1月に法務大臣からの委嘱を受けられ、街頭啓発や相談対応、小・中学校における人権教室の実施などに精力的に取り組まれ、公正・中立の立場を持って人権擁護活動に取り組んでいただいていることから、引き続き人権擁護委員に推薦するものでございます。よろしくお願いします。

○田村議長 これより諮問第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

畑議員。

○畑議員 この人権擁護委員という方はまず村に何人いらっしゃるのかというのと、この人権擁護委員という方は、ここによると推薦し委嘱されるのは国からの委嘱という形になっているかと思えますけれども、どのように推薦、選任されるのかに関してお尋ねします。

○田村議長 中野民生部長。

○中野民生部長 人権擁護委員でございますが、村では今現在3名となっております。

推薦の方法につきましては、人権擁護委員法に基づきまして、まず市町村長が地域の中でふさわしい候補者を選びまして、議会の意見を聞いた上で法務局へ推薦をいたします。その後、法務局におきまして、弁護士会及び人権擁護委員連合会に意見を聞きまして、法務大臣が委嘱するという流れになってございます。

以上でございます。

○田村議長 ほかに質疑はございませんか。

畑議員。

○畑議員 今、法務局のほうから委嘱されるということでしたが、先ほどいろいろ人権関係で役割を果たされるというご説明がありましたが、実際に村の中でこの人権擁護委員の方々はどのような役割を果たされているのかについてお尋ねいたします。

○田村議長 中野民生部長。

○中野民生部長 人権擁護委員の役割でございますが、人権相談活動、また人権侵犯事件の調査、救済活動、人権啓発活動となっております。人権擁護委員につきましてはあくまでも法務局の管轄でございまして、村が直接人権擁護委員さんに何かお願いをして事業をしていただくということではございません。村としましては、村の人権協会の中の委員として人権擁護委員さんにも入っていただいておりますので、あくまでも村の人権協会の委員として活動してもらっているという状況でございます。

○田村議長 中野議員。

○中野議員 すみません。実際的な活動内容はちょっとよく理解しておりませんが、建石議員におかれましては議員活動、区長さんの仕事、そして監査もされていますし、そういう中で幾つもの職を兼任できるものなのかどうかをお伺いしたいと思います。

○田村議長 中野部長。

○中野民生部長 特に法的に兼務の規制というのはかかっておりませんので、現状の役割につきましては兼務可能というふうに理解しております。

○田村議長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○田村議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

諮問第1号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は委員会付託を省略します。

これより諮問第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案については適任と認めることを村長に答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。よって適任と認めることを、村長に答申することに決しました。

(採決終了後、建石議員入場、着席)

~~~~~

○田村議長 日程第6、議案第25号専決処分（千早赤阪村税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第25号は、令和8年3月31日付で専決処分いたしました千早赤阪村税条例の一部改正について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、令和8年3月31日に地方税法の一部を改正する法律等が公布され、令和8年4月1日に施行されたことに伴い改正するもので、軽自動車税環境性能割の廃止や、固定資産税の家屋及び償却資産の免税点の見直しや、新築住宅等の軽減措置の延長、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、特定暗号資産の課税の見直しなどの改正について専決処分させていただいたものでございます。ご承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 これより議案第25号に対する質疑に入ります。

畑議員。

○畑議員 今のご説明に対して、やはりなかなか税条例というのは理解が難しいのですが、基本的なところでちょっとお尋ねしたいと思います。

まず1点目ですが、軽自動車税の環境性能割が廃止されたとありますけれども、この廃止された事由というのはどういうことなのか教えていただけますでしょうか。

○田村議長 西井副村長。

○西井副村長 国会において議論された内容でございますが、アメリカの関税措置の影響を緩和して国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時の負担を軽減・簡素化する目的で廃止されたと承知しております。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑はございませんか。

畑議員。

○畑議員 ありがとうございます。

それから固定資産税関係ということで、家屋及び償却資産の免税点の見直し、これは前のご説明で20万円が30万円に、150万円が180万円にそれぞれアップしたというご説明をいただいておりますけれども、このような見直しが行われた理由について伺います。

○田村議長 西井副村長。

○西井副村長 こちらは国会での議論を踏まえてのご答弁でありますけれども、前回免税点を見直しました平成3年と比較いたしまして、昨今の物価高騰の事情を反映したものと認識をしております。ただし、土地につきましては平成3年と比較して下落をしております、免税点は据え置かれておると認識しております。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑はございませんか。

畑議員。

○畑議員 ありがとうございます。

もう1点、個人村民税関係として特定暗号資産の課税の見直しとあります。特定暗号資産というのは、私なんか全く縁がないので理解がなかなか難しいのですが、この見直しされた理由についても伺います。

○田村議長 西井副村長。

○西井副村長 暗号資産、いわゆるビットコイン等でよく耳にするかと思っておりますけれども、いわゆるギャンブル的な投機対象から、そちらを金融商品として位置づけるための見直しということで、現在は雑所得としまして給与や年金と同じように総合課税をしておりますけれども、所得によって税率が異なっておりますが、改正後は分離課税ということで、株式や投資信託と同様の処理をするという改正と認識しております。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○田村議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第２５号は会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。よって、議案第２５号は委員会付託を省略します。

これより議案第２５号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第２５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○田村議長 日程第７、議案第２６号専決処分（千早赤阪村税特別措置条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第２６号は、令和８年３月３１日付で専決処分いたしました千早赤阪村税特別措置条例の一部改正について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、普通交付税の減収補填制度を規定している省令のうち、地域再生法に関するものについて適用期限が令和８年３月３１日から令和１０年３月３１日に延長され、法律の対象範囲に合わせて省令の対象範囲が一部明確化されたことに伴い、必要な改正について専決処分をさせていただいたものでございます。ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 これより議案第２６号に対する質疑に入ります。

畑議員。

○畑議員 この改正する条例の内容は分かったのですが、言葉の説明でちょっと理解できない部分がありましたので、ちょっとご質問させていただきます。

地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税というのはどういうことなのか、何か事業者に対するもののようですが、少しよく理解ができませんでしたので、分かりやすく説明していただけたらと思います。よろしくお願いします。

○田村議長 西井副村長。

○西井副村長 こちらは、地域再生法に基づき認定を受けた企業が本社機能等を整備した場合に、一定期間固定資産税を軽減することで企業立地や雇用創出を推進して、地域経済の活性化を図るための税制優遇措置が前提となっております。

過疎地域である本村におきましては、一定の条件下で土地・家屋や償却資産を取得して事業所を村内に移転拡充した場合に、固定資産税の不均一課税、つまり固定資産税の税率につきまして3年間、段階的に軽減する制度がございます。固定資産税が軽減されますと村の税収が減りますが、その原資部分は国からの普通交付税で補填されるということで、この適用期限が2年間延長されるというものでございます。

以上です。

○田村議長 質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○田村議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第26号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員会付託を省略します。

これより議案第26号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○田村議長 日程第８、議案第２７号専決処分（千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第２７号は、令和８年５月１日付で専決処分をいたしました千早赤阪村介護保険条例の一部改正について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、公示送達に係る規定の改正について、令和８年４月３日に地方税法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布され、その施行期日が令和８年５月２１日とされたことに伴いまして、専決処分をさせていただいたものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明とさせていただきます。

○田村議長 これより議案第２７号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第２７号は会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。よって、議案第２７号は委員会付託を省略します。

これより議案第２７号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第２７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○田村議長 日程第９、議案第２８号農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第28号は、農業委員会委員の任命についてでございます。

本議案は、農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任命の同意を求めるものは、議案書に記載しております山本一郎氏など14名で、農業委員として最適任と考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

なお、ご同意いただければ、任期は令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間でございます。よろしく願いいたします。

○田村議長 これより議案第28号に対する質疑に入ります。

畑議員。

○畑議員 農業委員会というのは、恐らく非常に重要な役割を果たされているというふうには理解しますが、具体的にどのような役割を担っておられるのかについてご説明をお願いいたします。

○田村議長 下休場産業建設部長。

○下休場産業建設部長 農業委員会の役割ですけれども、農地法に基づきまして農業の権利移動であったりとか転用に関する審査などを行いまして、農地の利用の最適化を推進するという役割を担っております。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

畑議員。

○畑議員 ありがとうございます。今のご説明、もう少し具体的にご説明いただけるとありがたいのですが。もし可能であればお願いします。

○田村議長 下休場部長。

○下休場産業建設部長 毎年農地の利用状況調査などを行いまして、遊休農地の把握などに努めております。所有者の利用の意向調査などについて指導であったりとか助言、担い手の農地集約、農地の集積などを行うというような形で、新規就農者への農地のあっせんなどを通じて遊休農地の防止に努めている部分もあります。

また、農地パトロールを毎年実施しておりまして、それによって遊休農地等の部分であったりとか、農地の適正化というか、状況というのを把握しております。

以上です。

○田村議長 ほか質疑はありませんか。

畑議員。

○畑議員 ありがとうございます。昨年度、この農業委員会として、今いろいろおっしゃったような役割を担われているのですが、具体的に行われた活動についてお尋ねいたします。

○田村議長 下休場部長。

○下休場産業建設部長 昨年度の主な活動なのですけれども、権利移動の許可につきましては7件ございました。

また、相続の届出ということで、相続の部分につきましても8件ございまして、貸借の解約などが2件、あとは農地利用の集積等促進計画の作成の参画としまして7件ございました。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○田村議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員会付託を省略します。

これより議案第28号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

○田村議長 日程第10、議案第29号千早赤阪村印鑑条例の改正についてを議題としま

す。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第29号は千早赤阪村印鑑条例の一部改正についてでございます。

本議案は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正に伴い、新たに交付される特定在留カード等により印鑑登録証明書のオンライン交付申請を可能にするため、所要の改正を行うものでございます。

また、印鑑登録手帳をカード型に変更し、名称につきましても印鑑登録証に改めるため、併せて本条例を改正するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第29号は、村づくり常任委員会に付託します。

~~~~~

○田村議長 日程第11、議案第30号令和8年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第30号は、令和8年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は歳入、歳出、それぞれ3,696万2,000円を追加いたしまして、予算総額43億3,626万1,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、中学校と府道富田林五条線沿いの桜の木の伐採委託料、並びに楠公誕生地周辺のさらなる活性化を見据えた基本構想作成委託料などを補正するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第30号は、予算常任委員会に付託します。

~~~~~

○田村議長 日程第12、議案第31号大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第３１号は、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてでございます。

本議案は、大阪広域水道企業団が共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務の追加、及び大阪広域水道企業団規約の変更を関係市町と協議するため、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 これより議案第３１号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第３１号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。よって、議案第３１号は委員会付託を省略します。

これより議案第３１号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第３１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田村議長 日程第１３、請願第１号年金の毎月支給を求める意見書提出に関する請願を議題とします。

本請願については請願文書表のとおり、村づくり常任委員会に付託します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じ、散会します。

皆さん、お疲れさまでございました。

午前10時45分 散会

令和8年第2回千早赤阪村議会定例会（第2号）

1. 招集年月日

令和8年6月5日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1 番 田 村 陽

5 番 畑 智恵美

2 番 井 上 浩 一

6 番 尾 崎 充 宏

3 番 中 野 智 子

7 番 建 石 和 則

4 番 南 本 齋

4. 欠席議員

な し

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 菊 井 佳 宏

地域活性化推進担当部長 日 谷 順 彦

副 村 長 西 井 秀 孝

民 生 部 長 中 野 光 二

教 育 長 大 門 和 喜

教 育 課 長 尾 谷 浩

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局書記 坂 本 由 希

7. 議事日程

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○田村議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○田村議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、時間制で行います。速やかに質問、答弁を行うようにしてください。1議員の持ち時間は答弁を含まず30分です。議場内の時計で30分経過しますと、私のほうから終了の宣言をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、順番に発言を許可します。

第1番目の質問者、南本議員、1問目の質問を許可します。

○南本議員 議席番号4番、千早赤阪村げんき会議、南本斎でございます。

議長通告に基づき、3問の質問をさせていただきます。

まず1問目は、村制70周年記念事業についてお尋ねをいたします。

今年3月28日にくすのき市が開催されました。この催しは、村制施行70周年記念事業のキックオフとして位置づけて行われたとのことですが、70周年記念事業の具体的な項目と、令和7年12月議会で予算計上されたロゴマークを含めた70周年記念事業の総予算をお尋ねしますので、よろしくお願いいたします。

○田村議長 答弁者、西井副村長。

○西井副村長 村制70周年記念事業についてご答弁申し上げます。

村制施行70周年を記念した事業は、大きな節目を迎えるに当たり、これまでの歩みを振り返るとともに、村の魅力や歴史を再発見し、村民の皆様の郷土愛や一体感を醸成することを目的としております。

主な内容としましては、令和8年度当初予算説明時の繰り返しとはなりますが、70周年を広く周知するためのロゴマークとキャッチフレーズを公募で作成しましたほか、各地区や地域で力を合わせて村を盛り上げる取組に対して補助を行い、地域の一体感を高めます。また、こども議会を開催し、村の課題や魅力を自ら考え提案する場を設けるとともに、記念公園や村の豊かな緑を発信する農林産物品評会、太子町・河南町と連携した共同企画展を実施します。

既に村広報紙、ホームページ、公式アプリ「むらぷり」に加えまして、様々な場での村長挨拶で機運を高めてございます。役場の前にものぼりを設置してございます。

3月28日に開催したくすのき市では、開会式で参加いただきました村議会議員の皆様

に70周年記念ロゴマークを入れた法被を着用いただき、村職員も法被を着て執務をいたしました。さらに、村長が吉村大阪府知事や地元選出の代議士・府議会議員とともに法被を着て餅まきをし、会場は大いに盛り上がりました。

総予算は約1,200万円であり、単なる記念行事だけではなく、村の魅力や特色を発信できるマスコットキャラクターの作成、そして、地域で受け継がれてきた千早赤阪音頭や村歌を再生するなど、今後も活用できる広報資産を整備し、継続的な情報発信につなげるとともに、住民参加による地域活動の活性化を図るものでございます。

なお、財源につきましては、国の重点支援地方交付金を約380万円充当して一般財源の負担軽減に努めております。また、予算をかけずに職員の創意工夫により、70周年の歩みを記録するデジタル記念誌の発行を予定しております。

今後、事業の実施に当たりましては、費用対効果を意識しながら適切な予算執行に努めるとともに、住民の皆様とともに70周年を盛り上げ、次の時代に向けた村づくりにつなげてまいります。

○田村議長 再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 西井副村長、ご答弁ありがとうございます。

昨年7月に大阪府から副村長として就任いただいてから、大阪府の中でも格別のご配慮をいただいていると感じております。村政全般が一気に進んでいるように思いますし、これも西井副村長が大阪府と村とをつなぐ重要な役目をしていただき、また、お二人の府議会議員の先生方のお力添えのたまものと感謝いたしております。さらに、大阪府市町村局をはじめ、環境農林水産部のおかげと重ねてお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、昭和31年9月30日に千早村と赤阪村が合併しました。と同時に、河南町も4つの村で河南町として合併し、また、太子町も2つの村が合併をいたしました。

河南町を例にとりますと、令和7年の当初予算で既に70周年事業の予算を計上されております。ここから考えますと、村の対応は全てが遅くないのでしょうか。また、総予算1,200万円、財政危機の村がここまでお金をかける必要があるのでしょうか。私は令和8年度の当初予算の一部に対し、この考え方から反対しましたが、可決となりましたので、この点に対しての答弁は結構でございます。

しかし、今年4月21日の定例区長会で事業説明をされた後に、70周年記念事業を村民企画で募集し、約3週間後の5月11日には締切りという応募方法でした。極めてタイトなスケジュールで、本当の意味での村民企画になったのでしょうか。

また、昨年１１月に地区からだんじり曳行事業への補助金の要望が出る前に、なぜ村から補助金募集をされなかったのか。そのほうが村民の皆さんが主体となり、本当の意味での村民企画になるのではないかと私は感じます。その点について、副村長の所見をお伺いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 村制７０周年記念事業につきましては、私が昨年７月に着任した際には、既に役場内で検討を始めており、令和７年９月の第３回村議会定例会におきまして、一般質問で、節目の年を村全体で祝う事業を実施してはどうかとのご提案をいただきました。そのご提案の中で、５０周年記念事業では記念式典や記念誌の発刊などが実施され、６０周年では、記念ロゴマークの作成による機運醸成や村民が企画する事業への補助を行い、非常に盛り上がったことが挙げられました。

村としましては、これまでの周年記念事業も踏まえながら検討を行う中で、住民の方々から６０周年の際に実施した村民企画への補助制度について、再度実施を望むご要望が文書や口頭で複数寄せられましたことから、過去の実績やニーズ等を踏まえて、実施を決定いたしました。令和８年度当初予算に３００万円を計上し、３月議会で予算案をご承認いただきましたので、４月広報に記事を掲載して周知を行ってまいりました。

４月２１日に開催した定例区長会で本事業をご説明するに当たっては、１週間程度前に個別に各区長様もご訪問させていただきましてご説明に上がるなど、丁寧に対応してまいりました。その後、公募を開始して５月１１日に締め切ったところ、新規事業も含めて７件の申請がございましたので、反響は大きいと受け止めてございます。

村民が主体となって企画する文化・伝統行事やにぎわいづくりによって村全体や地域が盛り上がることを大いに期待しているところでございますが、周知の時期や募集期間の長さが十分にあったのかというご指摘につきましては、改善する余地もあると考えておりまして、今後に生かしてまいります。

○田村議長 再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 西井副村長、ご答弁ありがとうございました。

西井副村長の申されたとおり、募集期間が余りにも短く、だんじりのない地区の方は、だんじり以外で地区の要望をどのように表せばよいのかと相談に来られた地区もでございます。だんじりの有無があることにも配慮をいただき、村全体で７０周年を祝える機運醸成をつくり出していただきたいのが、私の思いでございます。

以前も申しましたが、だんじりは私も大好きですし、伝統文化として日頃から大切に思

っております。しかし、今回のような方法での募集や企画では、だんじり曳行事業の要望を受けるための後づけの村民企画になってしまっていないかと残念でなりません。

次の８０周年を迎えられるよう、村民の皆さんと一緒に考える、実行する、楽しめる、そのような７０周年にしていだきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。答弁は不要でございます。

○田村議長 ２問目の質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 ２問目は、千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）について質問をさせていただきます。

令和６年１２月議会において、「にぎわいづくりの見直しをするため」との理由から、誕生地周辺事業の減額補正をされました。今回、減額補正から一転して、にぎわいづくりのビジョン（案）の策定を行うに至った経緯を具体的にお伺いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田村議長 答弁者、日谷地域活性化推進担当部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）についてご答弁申し上げます。

楠公誕生地周辺の活性化の取組につきましては、これまで議員からも将来の村づくりを進める上で、このエリアの活性化の取組は必要であり、企業など民間活力を生かした活性化策を講ずべきとのご意見をいただいております。

村といたしましても、今後も引き続き人口減少や少子高齢化により地域の活力の低下が懸念される中、本村域において、将来にわたり持続可能な地域づくりを進めるためには、当該エリアは第５次総合計画におきましても歴史観光拠点として位置づけていることから、地域づくりの中心を担う拠点として整備すべきエリアであると認識をいたしております。

そのため、令和６年度の前村長時代に発足した千早赤阪村農と緑の活性化推進会議を引き継ぎ、大阪府との連携のもと、令和７年度から当該会議を再開し、村の土地購入は前提とせず、観光農園のための農地の賃借を促す方向で事業を見直すなど、村の活性化に向けた様々な議論を進めてきたところでございます。

令和７年度末には、千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）として取りまとめ、令和８年度以降、１０年後を見据えた本ビジョン（案）に基づき、本村域の農林業振興と拠点づくりなど、具体的な取組を１つでも実現してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 日谷部長、答弁ありがとうございます。

昨年の５月に私は村議会議員にさせていただいて、初めての去年の６月の議会の一般質問で、このにぎわいづくりの件を取り上げて、その後、こういうふうにさせていただいたことに対して、非常に感謝申し上げております。

ただ、私が聞かせていただきたい内容と答弁が少し違う気がするのですが、示された活性化ビジョン（案）を見て感じたのは、大阪府の農と緑の事業に対して、村がお金と土地を提供するだけのようには私には見えないんですね。大切なことはお金と土地を提供した後に、人が集い、村の税収入が潤う、本当の意味での村の活性化に取り組むには、やはり民間の活力が必要であり、企業参入が不可欠ではないでしょうか。今回のビジョン（案）における民間活力の導入についてのお考えをお尋ねいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）は、第５次総合計画におきましても金剛山周辺エリアを自然観光拠点、楠公誕生地周辺エリアを歴史観光拠点として位置づけていることから、この２拠点を連携させ、本村の特有の農と緑を通じて村全体の活性化を図ることを目的に、大阪府と連携協力して策定をいたしました。

令和８年度から１０年後を見据えた取組とし、金剛山の豊かな自然と楠木正成ゆかりの地としての歴史を生かし、農業者をはじめとした地域づくりを担うプレイヤーを育て、村でしか体験できない場づくりや特産品を創出することで、交流人口や関係人口、いわゆる村ファンを増やし、人の流れを生み出すことで村域の活力を高めていくことを目指してまいります。

特に、「大阪で一番のいちご産地の形成」におきましては、担い手の確保・育成と併せて企業参入の促進を図るなど、民間のノウハウや資本の活用を重視しており、こうした民間活力の導入をより効果的なものとするためには、圃場整備や用水のパイプライン化などの基盤整備を進め、高収益型農業の実現につながる営農環境を整えることが重要と考えております。これにより、農業法人等の参入意欲を高めるとともに、地域全体の農業の生産向上と競争力強化を図ってまいります。

楠公誕生地周辺エリアの計画的な整備を目的とした基本構想を作成するために、民間企業との対話を行うサウンディング調査に必要な経費を盛り込んだ補正予算（案）を今議会に提案しており、積極的に民間企業の発案や参入を取り入れてまいります。

今後、１つでも多くの取組を実現していけるよう、大阪府と連携を密にするなど、村議

会におきましても適宜、情報提供し、ご意見をいただきながら活性化に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 日谷部長、答弁ありがとうございました。

村長が代われれば、おのずと方針も変わるの理解はできるのですが、令和7年度の村長の所信表明で、この件に関して大阪府と連携をし、村の役割をしっかりと果たすとおっしゃっています。この村の役割とは何を示しているのでしょうか。どのような役割を大阪府との連携の中で発揮できるのかを伺いたいところです。

話は少し変わるんですけど、京都府の南山城村の道の駅をご存じかと思いますが、京都でも村が1つございます。この道の駅は2015年に元役場職員が代表を務め、村出資の会社を設立し、2017年4月に村の生活拠点としてスタートされました。道の駅ではありますが、村民の方々のスーパーマーケットの役割を果たし、買物難民などの解消に一役買っておられます。

また、和歌山にも1つの村がありますが、北山村という村です。この村はじゃばらづくり、収穫・加工品などの会社を設立し、運営すると同時に、じゃばらづくり以外の時期に働く場を確保するために、夏場には名物のいかだ下りの会社を運営されています。村が全て100%出資を行い、地場産業を支え、振興を目的として設立されています。

全ては村民の皆さんを守るため、村での生活を続けられるようにするため、そして税収を上げるため、自分たちの村は自分たちで守らないと誰も守ってくれないと、北山村の泉村長が申されておりました。村としての役割は何であるのかを明確にしていきたいと思います。

答弁は不要です。ありがとうございました。

○田村議長 3問目の質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 3問目は、道の駅の運営についてお伺いをいたします。

道の駅の貸付期限が1年延長され、令和9年3月で終了となります。つまり今年、令和8年9月までには、道の駅の運営方針などについて結論を出さないといけないと思います。そこで、今現在の進捗状況についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○田村議長 答弁者、西井副村長。

○西井副村長 「道の駅について」 ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、昨年９月に道の駅休憩所の貸付期間を１年間延長しましたが、延長前の賃貸借契約書では、貸付期限は令和８年３月末までであり、その半年前に当たる令和７年９月末までに申入れがなければ貸付は５年間自動更新されるものでした。

貸付期間を延長した昨年９月時点では、道の駅を拠点とした「楠公誕生地周辺エリア」と「金剛山周辺エリア」を連携させた魅力向上を目指す「千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）」の検討が中断しておりましたので、村から府に対して検討の再開を要望していたところです。そのような中で、５年間という長期間の自動更新はできないと判断をいたしまして、暫定的に１年間延長することを村議会にご報告いたしました。

その後、昨年１０月からビジョン策定の検討が再開し、本年３月に策定したビジョン（案）において、道の駅と府民の森ちはや園地の一元管理を検討することとしたため、園地の現行の指定管理期間が令和１０年３月末であることを考慮する必要性が新たに生じました。道の駅休憩所についても、ビジョン（案）と関連しますので、現在、方向性などを検討しているところでございます。

○田村議長 再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 西井副村長、答弁ありがとうございます。

ただいまの答弁の中で、連携させた魅力向上を目指す千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）の検討が中断していたためと答弁をいただきました。

私が村長をさせていただいていたときに、令和６年５月２７日に第１回農と緑活性化協議会を大阪府にお願いいたしまして、開催をしていただきました。当時の考えは、金剛山周辺エリアは大阪府の担当であり、楠公誕生地周辺エリアは千早赤阪村が担当して、共に活性化を行おうと、それぞれ独自のビジョンの説明をさせていただいたところです。その中で、大阪府と村での連携が可能であるかとの趣旨で、当時はスタートしたものです。

それでは、今回、村から大阪府に対して、再開を要望されたのであれば、村としては何をどのようにしたいのかを具体性を持ち、明確なビジョンを持って再開をお願いされたのでしょうか。

もともと、ちはや園地は大阪府の管理下で運営を行っていただけてきましたが、あわせて楠公誕生地周辺エリアの運営・管理に関して一元管理を検討することに至ったのは、村から大阪府に対して要望を行った結果なののでしょうか。そして、大阪府が要望を受けてくださった結果なののでしょうか。そうだとすると、１年先延ばしにした道の駅の運営について、村の考えはおのずと決まっているはずだと私は思います。

それに対して、公募をして決定するのか、再度期間を延長するのか、将来にどのように

していくのか、考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 村としましては、大阪府と議論してきた結果として、現在、道の駅と府民の森ちはや園地の一元管理について検討しております。一元管理とは、府民の森ちはや園地と本村の道の駅休憩所を同一の事業者運営に委ねることで、来訪者の多い金剛山の方々を村内の回遊につなげるという考え方でございます。

議員ご指摘の楠公誕生地周辺エリアの在り方につきましては、今議会に補正予算を提案させていただき、基本構想をまとめる経費を提案してございます。その経費では、地元の方々のご意見を聞くワークショップも開きながら検討することとしておりますので、その中で村としての構想を策定してまいります。

そういった検討も踏まえながら、今後の道の駅休憩所につきましては方向性を決めてまいります。もし、公募する場合には、今年度9月末までには方針を決定する必要があると認識してございます。

○田村議長 再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 答弁ありがとうございます。

西井副村長の答弁では、村として一元管理を検討しているとのことですが、一元管理の中で村が担うべき点も私には見えないし、何のための一元管理であるのかも、少し理解に苦しむところがございます。何事も大阪府主導型の村政運営ではなく、大阪府との協働、共に汗する形での運営が望ましいと私は考えます。

行政全般に言えることですが、持続可能な村政運営に対して、村は何がしたいのか、全く私には見えてきません。村で何一つ決めることができない。これに対して、非常に私は残念に思っております。

私個人の考えでは、一元管理である指定管理には反対でございます。村にとってプラスにはならないと思います。しかし、9月をめどに方針を決める必要があるとの認識をお持ちですので、結論をお待ちさせていただきます。

ありがとうございます。答弁は不要でございます。

○田村議長 それでは、第2番目の質問者、畑議員、1問目の質問を許可します。

○畑議員 議席番号5番、日本共産党畑智恵美でございます。

議長通告に基づき、3問の質問をさせていただきます。

まず初めに、15年間推計の財政シミュレーションについて質問いたします。

本年度4月6日の全員協議会におきまして、令和6年度決算状況を踏まえた大阪府の中

長期財政シミュレーション、これを活用した令和21年度までの財政収支見通しの説明がありました。それによると、令和19年度には財政調整基金の残高が底をつくとされています。この数値だけが独り歩きすれば、村民の皆さんも不安ばかり大きくなってしまいます。まず、この財政シミュレーションの考え方と、その前提条件の妥当性について伺います。

また、このシミュレーションを行う目的、狙いはどこにあるのでしょうか。15年後までの推計とのことですが、その信頼性と有効性はあるのでしょうか、伺います。

さらに、このシミュレーションでは、10年余りで基金が底をつく推計となっていますが、そうならないための歳入増加等の取組はどのように検討されているのかについて伺います。

○田村議長 答弁者、西井副村長。

○西井副村長 15年間推計の財政シミュレーションについてご答弁を申し上げます。

行財政運営を計画的に行っていくには、将来の見通しを持つとともに、それを住民と共有しながら、毎年度の予算編成を含め様々な政策的判断をしていくことが重要です。そのため、急激な人口変動による社会構造の変化が、村の財政に与える影響を織り込んだ中長期財政シミュレーションを毎年度公表しております。

作成に当たりましては、直近の決算に基づき、人口推計や経済成長率などを用いて15年間分の歳入歳出を推計しています。大阪府が作成した市町村共通の考え方を基本としつつ、職員人件費について実際の職員の年齢構成を用いたり、村の公共建築物個別施設計画で示した改修費の試算額を織り込むなど、村の実態に即した推計を行っております。

最新の中長期財政シミュレーションでは、人口に連動して村税や地方交付税などが減少する一方で、直近3年間の伸び率で扶助費が増加をするため、収支は悪化傾向であり、令和11年度から収支不足が生じ、財政調整基金残高は令和19年度に底をつく厳しい見通しでございます。

ただし、将来の景気動向、国の制度、金利や物価などは変化するため、長期になるほど不確実性は高まりますので将来を断定するものではなく、現時点で想定される条件に基づく資産と捉える必要がございます。

これまでも財政シミュレーションを公表してきましたが、決算では予測から改善しています。主な原因としましては、歳入の大きな割合を占める地方交付税の配分額が見込みを上回ったことなどが挙げられます。

本来、村の収入の中心となるべき村税が、生産年齢人口の減少や土地価格の下落により減少傾向にある中で、これまでから行財政改革を進めながら、企業誘致の条件整備やにぎ

わいづくりに取り組んでいます、自主財源の増加につながる成果は十分には上げられておりません。

今後とも、行財政改革に取り組むとともに、国・府補助金や有利な地方債の活用などにより、村の財政負担軽減に努めながら、自主財源の確保に注力してまいります。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 答弁ありがとうございます。

これまでも毎年同様の財政シミュレーションを公表されてきたとのことですが、財政シミュレーション予測と決算のずれというのは、毎年評価することができると思います。

答弁では、決算は予測から改善している。主な原因としては、歳入の大きな割合を占める地方交付税の配分額が見込みを上回ったことなどが挙げられると述べられていますが、この分析はどの年度での比較なのか伺います。

そして、ここ数年のシミュレーションと各年度の決算とのずれはどうだったのか。また、そのずれの原因はどこにあると分析され評価されてきたのか。それをどのように活用されてきたのかについて、データと併せて示していただきたいと考えます。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 先ほど答弁におきまして、「決算が予測値を上回った」と申し上げましたが、これは令和5年度に作成をした財政シミュレーションで見込んでいた令和6年度の地方交付税額よりも、決算額が5,400万円多かったという意味でございます。

近年の財政シミュレーションの地方交付税の見込額と決算額を比較しますと、令和5年度決算では見込みよりも4,000万円、令和4年度決算では見込みよりも5,700万円それぞれ多くなっております。

地方交付税は毎年度の変動要素が多く、正確な予測は困難です。近年は増加傾向ですが、本村は歳入における地方交付税と国・府支出金が約7割を占める脆弱な財政基盤でありますため、地方交付税額の変動は直ちに財政収支の悪化を招きかねません。そのため、シミュレーションに当たりましては、過度の楽観を排し、人口減少に合わせて地方交付税も減額を見込んでおりますが、ずれが生じていることを踏まえまして、令和5年度決算に基づく試算からは社会保障関係経費の増加を地方交付税に反映させる見直しを行っております。

財政シミュレーションは現時点での1つの指標であり、「何年度に基金が底をつく」といったことに過敏になるのではなく、厳しい財政状況にあることに留意して政策的判断を行うとともに、引き続き国に対しては地方交付税を含む地方一般財源総額の確保を求めて

いくことが重要と考えてございます。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 答弁ありがとうございます。

財政シミュレーションは村政運営における1つの指標として、毎年挙げられているものだというふうに理解しました。そして、シミュレーションと実績の差は主として地方交付税が見込額より多かったことによるもので、この数年のこの傾向が続いているとのご説明だったと理解いたしました。

村が抱える人口減少問題は、東京以外の日本全国で起こっている課題です。答弁にもあったように、国に対して地方交付税を含む地方一般財源総額の確保を求めていくことは非常に重要だと考えられます。

村の行政は、庶民の日常生活をあらゆる面から安心・安全を保障していくのが重要な役割であると思います。村民の代弁者であると考えます。人口が減っているから、自主財源が少ないからといって、村民の不安をあおるのではなく、大阪府や国に対して、村民の生活を守るためにも財政的支援の必要性を強く働きかけていっていただきたいというふうに要望いたします。

また、この答弁で、行財政改革に取り組む、自主財源の確保に注力するとされておりますが、行財政改革、自主財源の確保に関して、具体的にどのような取組を検討されているのか、その内容と効果を得るための見通しについてお伺いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 地方一般財源総額の確保につきましては、大阪府や大阪府町村長会などを通じて、引き続き国に強く要望してまいります。

行財政改革につきましては、これまで特別職や各種委員、職員の給与カットなどにより約6,500万円の効果額を確保したほか、職員数の削減、議員の定数及び報酬の削減、村営ロープウェイ事業の廃止、旧山ゆり作業所の売却、野外活動センター土地の貸付けなど、歳出の抑制と資産の有効活用に取り組んでまいりました。令和6年7月からは、現村長の給与カット及び退職手当のカットを実施しており、4年間の任期中に1,080万円の効果額となります。

今後につきましては、「千早赤阪村むらづくり経営計画2022」に基づき、事務事業の見直し、公共施設マネジメントの推進、近隣自治体との広域連携による効率化などを着実に進め、持続可能な行財政基盤の確立を図ってまいります。

また、自主財源の確保につきましては、企業誘致に向けた環境整備として、森屋大森地

区的地籍調査やふるさと納税の拡充に向け、返礼品の開発やSNSの活用に取り組むとともに、受益者負担の適正化の観点から、例えば下水道使用料をはじめとした手数料、使用料の見直しについても検討を進めてまいります。

これらの取組は、直ちに大きな効果が現れるものばかりではありませんが、中長期的な視点で着実に積み重ねることで、財政の健全化と持続可能な村政運営につなげてまいります。

○田村議長 それでは、2問目の質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 1問目の答弁ありがとうございました。

村行政として、様々な角度から歳出の抑制と資産の有効活用に取り組んでこられたことは一定評価させていただきますが、例えば、一つ一つの事業に費やした費用と、その結果得られた効果が見合うものであるかなどの視点で、どの程度評価されているのでしょうか。地籍調査やふるさと納税、SNS活用などの施策が実際にどの程度歳入アップに寄与したのか。そこにどんな課題があるのかなどの視点で、常にチェックしていただきたいと要望いたします。そうすることで、事業の将来性や継続性の判断材料となり、限られた財源をどう有効活用していくかにつながっていくというふうに考えております。

もちろん企業誘致やふるさと納税による自主財源の確保については、すぐに結果が出ないこともあるかとは思いますが、自主財源を生み出すためには様々な人が関わり、知恵と発想を積み上げて練り上げていく中で、短期・中期・長期の課題をクリアするための取組も生まれてくるのではないのでしょうか。

人的な制約はあるかとは思いますが、業者委託に丸投げと思えるような今の取組方ではなく、村が主導的に村民に見える形で、その取組を前に進めていっていただきたいというふうに要望いたします。

さらに、大阪府が示している大規模合併などの考え方はコスト削減による効率化であり、そこに生活する一人一人の思いや存在意義は過小評価されてしまいます。ひいては、村と村民を守る、ひいては村を守っていくためにも、村民の持つ力を引き出し、活用しながら取り組んでいっていただきたいというふうに強く要望いたします。

この課題ともつながる内容ですが、続きまして、村制70周年記念の村民企画事業補助金の申請状況と村の抱える課題への取組との関係性について質問いたします。

70周年記念事業が今の村政運営にどの程度重要なのかに関しては、3月の予算案審議でもイベントやお祝いではなく、村民とともに村の課題と向き合う契機とすべきと繰り返し意見を述べさせていただきました。ここでは、村民企画事業の意義を確認させていただ

くとともに、70周年を迎えた今だからこそ考えるべき村の未来に向けて、村が抱える課題に対する村の姿勢と実際の施策を問うことに重きを置いて、質問させていただきたいと思っております。

では、村制70周年記念の取組と村の抱える課題への取組、この関係性について質問いたします。

村制70周年企画として、村民企画事業の募集が行われましたが、その募集の結果について伺います。また、村民企画事業の補助金交付要綱の第5条の「補助対象事業の趣旨」では、提案事業として、私がお願いした分もあると伺っていますが、将来があるものや新たなまちづくりを考えるものという記載があります。このような条件を満たす提案があったのかを伺います。

また、3月議会の審議においても、村民の多くが不安を感じている課題への対策として、70周年を契機に村民とともに考える場を設定し、今後に向けての取組などの検討を行うべきであると要望いたしました。そのような考え方で取組はなされているのか。あるいは、なされる予定があるかについてもお伺いいたします。

○田村議長 答弁者、西井副村長。

○西井副村長 村制70周年記念の村民企画事業補助金の申請状況と村の抱える課題への取組との関係性についてご答弁申し上げます。

村制施行70周年記念事業補助金は、本村の村制施行70周年を記念して、村民が主体的に企画及び実施する事業に対して交付するもので、同補助金の交付要綱第5条に補助対象とする事業の趣旨を4つ定めてございます。

村の募集に対しまして7件の申請があり、議員お示しの「70年を振り返るとともに、将来に向けた新たなまちづくりについて考えるもの」に該当する企画は1件でございました。事業内容は、村の農業関連団体が中心となり、村の特産品を媒介として、伝統的な農業の魅力とデジタル技術を融合させた新たな地域交流の場を創出するもので、ワークショップを開催して、村の「千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）」を強力に推し進める企画となっております。

次に、村制施行70周年を記念する今後の取組といたしましては、こども議会を契機として、より一層、主権者教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。子どもたちが村政や地域課題に関心を持ち、自ら考える機会を創出することで、将来の地域づくりを担う人材育成につなげてまいります。

なお、村の課題について村民と考える場を設けることにつきましては、例えばですが、3月に策定した、先ほどの活性化ビジョン（案）の実現に向けたワークショップの開催経

費を盛り込んだ補正予算案を今議会に提出しております。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 答弁ありがとうございます。

村民企画事業の補助金交付要綱第5条の4号、「70年を振り返るとともに、将来に向けた新たなまちづくりについて考えるもの」に該当する企画は1件とのことですが、他の6件の企画提案はどのような趣旨のものであったかを伺います。

加えて、同じく第5条の1号には「70周年の節目を村民と一緒に祝い、楽しめる場とするもの」に該当する事業では、村の将来への効果や継続性は一切求めていませんが、そこにどのような意図があるかについてお伺いいたします。

また、70周年記念事業としてのこども議会の開催は、村の未来について考える、それにつながる主権者教育の一環として、とても重要だと考えております。子どもたちの成長に合わせて、村への理解や関心も変化していくと考えられます。今回1回限りではなく、こども議会を経験した子どもたちが、中学校では村長との意見交換の場があり、意見交換できる。成人式では村における新しい取組の提案を募るなど、継続性をもって、将来の地域づくりを担う人材を育てていく視点、これが重要になると考えますが、そのような取組として、継続・発展させる計画はあるのかについてもお伺いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 村制施行70周年記念事業補助金の申請があった残りの6件につきましては、同補助金交付要綱第5条第1項の「村民と一緒に祝い楽しめる場とするもの」が4件、同条第2号の「歴史や文化、郷土を改めて見つめ直し、本村らしさを再発見することで、郷土に対する認識を新たにしてもらうもの」2件でございました。

本補助金は、節目を村民の皆様と祝い、地域の歩みを振り返り、これからの村について考える機会とすることを目的に交付するものでございます。要綱第1条第1号は、子どもから高齢者まで広く参加できる場を村民の皆様に企画していただくことを意図しております。地域への愛着や世代間交流、住民同士のつながりが深まることを期待しております。

また、こども議会につきましては、主権者教育の一環として、子どもたちが議会や行政の仕組みに触れ、地域の課題について自ら考え、意見を表明する機会を設けることを目的に実施するものでございます。

本村として初めての取組でございますため、実施後には、参加した子どもたちや関係者のご意見、運営面での課題、教育的効果など、丁寧に検証し、今後、継続的な事業として

実施していくべきかどうかを含め、検討してまいりたいと考えております。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 答弁ありがとうございます。

70周年村民企画の要綱第5条1号は、子どもから高齢者まで広く参加できる場を村民に企画してもらうことを意図しており、地域への愛着や世代間交流、住民同士のつながりが深まることを期待しているとのことご答弁をいただきました。

村民企画に関しては、先ほど南本議員から指摘もあったように非常に短期間であり、少し十分であったかという意味では、かなり疑問を持っている部分がありますが、いずれにしても、単なるイベントではなく、村への思いや住民同士のつながりを深めることを通して、村の抱える課題を一緒に考えて、アイディアを出し合ったり、村出身者や村外の人にはふるさと納税への協力を働きかけるなど、村のこれからを真剣に考え、将来を展望できるような機会となるように真に期待したいと思っております。

また、70周年を迎えた今の村の課題に向き合い、10年後、20年後の村の未来について考える機会としていただきたいとの要望に対し、村の課題について村民と考える場として、例えばということでしたが、3月に策定した「千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）」の実現に向けたワークショップの開催経費を盛り込んだ補正予算案を、今の議会に提出との回答をいただきました。

農と緑の活性化ビジョンとは、どのような村の課題に向き合うものなのでしょうか。そして、そこで村民を巻き込んだワークショップとは、どのような形態で実施されるのか。テーマ、開催時期、頻度、参加者をどのように募るのか。さらに、その具体的テーマはどのように設定されるのかを伺います。そして、ワークショップにどのようなことを期待されているのかについても伺います。

加えまして、村民とともに今こそ考えていく必要のある村の課題としては、少し話はずれますが、公共交通、空白地域の問題、免許返納後の移動の保障の問題が挙げられます。本年2月に、公共交通空白地域を対象に住民アンケートを実施されておりますが、その分析結果からは、どのような課題が明らかになったのかを伺います。そして、住民の要望には地域性が大きく出ているのではないかと考えますが、今後、より具体的な施策を進めるために、どのような取組を検討され、計画されているのかをお伺いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）の実現に向けて、楠公誕生地周辺エリアの整備の考え方や、方向性を示す基本構想を今後策定する予定

でございます。策定に当たりましては、村民、各種団体、事業者の皆さんのご意見を伺うほか、民間企業とのサウンディング調査も実施し、幅広い提案を取り入れてまいります。

ワークショップにつきましては、地域の活性化や地域づくりの担い手の育成につながることを期待しており、会議は3回開催予定で、まず第1ステップとして村の弱みや強みの洗い出し、次のステップとしてこれら課題などを踏まえた活性化の方向性の取りまとめ、最後に基本構想に盛り込むための提言としてまとめていくなど、段階を踏んで議論をより深めていきたいと考えております。なお、開催時期、参加者など、詳細につきましては、現在、検討を進めておるところでございます。

次に、公共交通空白地域に関するアンケート結果についてでございますが、昨年度に実施した調査は予算配分の関係で単純集計にとどまっており、クロス集計による分析はこれから実施する予定でございます。

アンケート結果の一部をご紹介しますと、日常の移動手段として自動車を利用されている人が78.5%と非常に高く、こうした自動車利用が中心の生活スタイルを背景に、公共交通を「利用していない」という人が84%となっており、地域公共交通の維持が求められる一方で、利用していない人が非常に高い数値となっております。このような課題をいかに対応するのか、様々な課題が浮き彫りになってございます。

今年度は、公共交通空白地域以外を対象としたアンケート調査を進めるとともに、昨年度の結果と合わせて地域ごとの特性を踏まえた分析を進めてまいります。今後は、これらの結果を基に村全域の課題整理・分析を進め、村地域公共交通協議会や議員の皆様のご意見を伺いながら、地域公共交通政策の在り方を検討してまいります。

以上、答弁いたします。

○田村議長 3問目の質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 答弁ありがとうございました。

多くの課題と向き合わなければいけない村政運営だからこそ、70周年を単なるお祝いイベントとするのではなく、身を引き締めて、村の今後を考える機会として進めていただきたいと重ねて要望いたします。

また、村の総合計画の1つに交流人口を増やすという方針があり、その具体化策として、農と緑の活性化ビジョンの全体像が提示されました。今年度は観光農園や楠公周辺地域、道の駅周辺地域の活性化に向けて企画を募る段階であるとのことで、640万円余りの委託料が予算として計上されています。これに関しましては、予算常任委員会での議論となると思いますが、この委託料の中に含まれる村民参加のワークショップでは同じメ

ンバー構成とし、3回開催することで、その内容を深めていくとの答弁であると理解いたしました。が、開催時期、参加者の詳細もまだ検討中とのことで、不安を感じざるを得ません。

もちろん、取り組んでみないと分からない点が多いかとは思いますが、観光農園が本当に有効な手立てであるのかも含め、議論を深めていっていただきたいと要望いたします。

また、公共交通の問題は、住民の移動の権利保障の観点からも非常に大きな課題となっております。免許返納後の不安を訴える住民の方々は非常に多いのが実態です。住民の皆さんのニーズは地域性も大きく表れております。今後の住民アンケート結果と合わせて分析・検討を進めていただきたいと思います。その上で、地区ごとの生の声を聞く取組を進めていただきたいと思います。と要望いたします。

3問目といたしまして、質問させていただきます。

山火事発生時の村の対応策の現状について、また、地震やその他自然災害、山火事を含む災害などに対する防災体制について質問させていただきます。

岩手県大槌町で発生した山林火災では、雨が降らなければ手立てがないような状況が報道されておりました。多くの村民にとっても人ごとではなく、不安に感じた人は多いと聞いております。実際にこのような山林火災が発生した場合、村はどのような体制で消火活動に取り組むことができるのかについて伺いいたします。

さらに、このような山林火災の場合も含めて、温暖化による大規模な自然災害が各地で多発している今、防災体制は重要となります。日頃からの避難訓練は其中で大きな意義を持つと考えられます。特に支援の必要な高齢者、障がいをお持ちの方、小さなお子さんを抱える方などは、災害時の避難について大きな不安を抱えられております。このような災害時に特別な支援の必要な方々の避難や、避難所での生活についてのサポート体制の準備として、どのように取り組まれているのか、伺いいたします。

○田村議長 答弁者、西井副村長。

○西井副村長 「山火事発生時の村の対応策の現状について、また、地震やその他自然災害、山火事を含む災害に対する防災体制について」 ご答弁申し上げます。

山林火災が発生した場合、常備消防である大阪南消防組合の部隊が、その火災現場に応じた部隊数で出動し、消火活動の主体となります。同時に、村の消防団が常備消防と連携して活動します。また、大規模な林野火災の場合には、「阪奈林野火災消防相互応援協定」に基づき、部隊の派遣要請などを行い、対応してまいります。

次に、避難時に特別な支援が必要な住民の避難行動のサポート体制につきましては、避難行動要支援者名簿を毎年度更新し、各地区における避難行動要支援者の人数やそれぞれ

の特性について最新の状態を把握してございます。この名簿を基に、各地区の自主防災組織が避難行動要支援者一人一人のための個別避難計画を作成するに当たりましては、村が伴走支援してまいります。

避難所での生活をサポートできるよう、地域防災計画におきまして、高齢者用の食事や乳幼児用ミルク、オムツを備蓄するとともに、避難所開設・運営マニュアルにおいて避難行動要支援者に対する配慮事項を具体的に例示してございます。

今後とも村の防災体制と要支援者の避難行動及び避難生活に対するサポート体制の充実強化に努めてまいります。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 答弁ありがとうございます。

実際に山火事が発生した場合に、岩手県大槌町のような状況にはならない体制がとられているのでしょうか。もし、大槌町のような状況になる可能性があるとしたら、その場合は具体的にどのような対応となるのでしょうか。また、災害時の避難訓練はどのような状況を想定し、どのような規模、頻度で行われているのでしょうか、お尋ねいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 山火事発生時の災害対応につきましては、村地域防災計画に基づき、村及び大阪南消防組合は現地指揮本部を設置し、主に消火活動は大阪南消防組合が対応し、村及び村消防団は後方支援として、他機関と情報共有し連携を取りつつ、避難指示の発令など、災害対応に当たります。

山火事などの対応につきましては、出動した消防部隊では対応できない場合は「阪奈林野火災消防相互応援協定」に基づき、部隊の派遣要請を行うとともに、現場の火災状況から、地上消火が困難な場合などは、大阪南消防組合を通じて大阪市消防局などに要請をし、ヘリコプターによる空中からの消火をする場合もございます。大規模な林野火災であれば、さらに消防組織法に基づく消防相互応援協定により他市町に応援を要請し、消火活動に努めます。

また、近年は大規模な林野火災が多いため、村においてもその対応として、国の「消防団の力向上モデル事業」に募集したところ、採択を受けまして、今年度に村消防団が使用する林野火災に対応する資機材を新たに購入いたします。さらに、村消防団と大阪南消防組合が連携して、資機材を活用した林野火災対応訓練の実施を予定しております。

次に、災害時の避難訓練につきましては、旧小学校区ごとに毎年1校区ずつ行っております。令和7年度につきましては、内閣府と連携をして孤立集落状況把握・支援訓練を実

施したことで、国の負担により防災アドバイザーを訓練ファシリテーターとして招き、事前や事後にワークショップを開催したほか、大阪府と共同でドローンを利用した物資輸送訓練を実施するなど、各機関と連携を深めることができました。参加者は約150名であり、大規模な地震と土砂災害の複合事態を想定した訓練を実施いたしました。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 ご答弁ありがとうございます。

山火事はもちろんのこと、防災に取り組むことが一番重要ではありますが、万が一の場合を考えて、考え得る限りの対策を施していただきたいと要望いたします。

災害に対しての避難訓練も、地域環境の多様な本村においては、4つの旧小学校地区が輪番で大規模な災害訓練を行っていること以外に、各地区ごとにきめ細かく設定し、地区のローリングストックを回すことも兼ねて、毎年実施していく必要があるというふうに考えております。村としてその必要性について、どのようにお考えなのかを伺います。

さらに、村の地域防災計画では、障がい者や高齢者等に対する支援体制整備として、同意のもとで個別避難計画を作成するとありますが、先ほどの答弁では、各地区の自主防災組織が避難行動要支援者一人一人のために個別避難計画を作成し、村が伴走支援するとお答えになっています。

避難行動要支援者に対する個別避難計画は、対象者との信頼関係はもちろんのことですが、避難時における個別の課題の把握やその対処方法など、専門的な知識が求められる場合が多いと思われます。地区の自主防災組織任せでの伴走支援では難しいのではないかと懸念されます。対象とされる方々には多くの場合、サービスを計画的に利用するためのケアプラン、これを担当するケアマネジャーさんが関わっております。対象者のことをより詳しく理解されている専門職のケアマネジャーさんとの連携を含めて、福祉の専門職が責任を持って個別避難計画策定に携わる必要があるのではないかと考えます。現状を含め、どうお考えなのかを伺います。

また、同じくこの地域防災計画では、避難行動要支援者に対する避難訓練の実施の必要性も挙げられております。避難行動に対する支援の内容は、何度も申しますが、かなり個別性が高いと推測できます。実際にそのような避難訓練を行われたことはあるのか。その際にどのような配慮や想定がなされていたのかについてお伺いします。また、行われていないとすれば、今後どのように取り組まれていくのかについてもお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 各地区においては、自主防災組織が中心となって、地域の実情に応じた防災訓練等を計画・実施されており、地区によりましては過去から毎年行っていたいております。本村としましては、地区における訓練は非常に重要との考えから、以前より地区ごとで実施されている避難訓練などに対して、現場での助言や防災知識の普及などを行っており、今後も引き続き必要な支援や協力を行ってまいります。

個別避難計画につきましては、実際に避難支援を担う地域の方々が中心となって策定を進めていただくことが重要であると考えておりますが、議員ご指摘のとおり、福祉的な視点や専門的な知見も必要でございます。

現状では、個別避難計画の策定は十分には進んでおりません。また、村が地区における計画策定を支援するに当たっては、自治防災課だけではなく福祉課や他の関係機関と連携をすることで、避難行動要支援者の状況に応じた実効性の高い個別避難計画の作成・充実を進めていくことが今後の課題であると認識をしてございます。

また、昨年度の総合防災訓練では、策定した個別避難計画に基づいた避難行動要支援者及び支援者の取組を地区の方に理解していただくことを目的としておりました。地区で調整していただき、ご協力いただける避難行動要支援者に参加いただき、事前のワークショップから、支援者が付き添いながら避難所まで移動する一連の訓練を実施することで、地区の方に避難行動の意識づけを図ることができました。今後も訓練を重ね、より実効性のある支援体制の構築に努めてまいります。

○田村議長 ここで休憩いたします。

11時30分から再開いたします。

なお、会議中に何度かスマートフォンの着信音が聞こえてまいりました。いま一度、マナーモードになっていることをきちっと確認していただきますようお願いいたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○田村議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

第3番目の質問者、尾崎議員、1問目の質問を許可します。

○尾崎議員 議席番号6番、平政会尾崎充宏です。

議長通告に基づき、3問の質問をさせていただきます。

まず1問目です。富田林五条線の線形改良の工事区域について。

村がかねてより大阪府に要望してきた府道富田林五条線の線形改良は予定どおり進捗しているのか。本道路は村の観光交流軸・地域生活軸として位置づけられる重要な幹線道路であり、視距不良箇所の改善は非常に重要。赤坂城跡は国の史跡にも指定されており、現

状変更には文化財保護法に基づく国との協議が必要であることや、村として下水道管の更新工事が必要であることなど、課題はあると思いますが、府と連携を密にして着実に進めてもらいたいと思います。現状についてお伺いいたします。

○田村議長 答弁者、西井副村長。

○西井副村長 「富田林五条線の線形改良の工事区域について」 ご答弁申し上げます。

府道富田林五条線村立中学校下の線形改良工事は村がかねてより要望していた事柄で、視距不良箇所の改善を目的とした事業でございまして、通学を含む全ての通行者の安全を確保するという地元府議の熱い思いと力添えにより、昨年度からようやく具体的に進み出した事業でございます。

村における進捗状況につきましては、下水道管が線形改良工事区間に埋設されており、支障となりますことから、まず下水道管の移設に伴う詳細設計業務を本年５月に発注し、業務に着手しました。詳細設計業務が完了する第２四半期には、移設工事の発注準備を進めるとともに、文化財協議・申請を行い、許可後に下水道管移設工事の発注を予定しております。

大阪府より、令和８年度内に線形改良工事を現場着手予定と聞いておりますため、村としましては、その工程に支障が出ないように、府と密接な連携を行い、移設工事の早期完了を目指してまいります。

○田村議長 再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 答弁ありがとうございます。

長年の懸念であった府道富田林五条線の線形改良は計画的に進んでいるということで安心しました。一方で、昨今の中東情勢の不安定化により、原油やナフサの供給不足、さらには石油製品価格の上昇が懸念されています。その影響として、アスファルトなど道路工事資材の調達や工事費の増加も想定される厳しい状況ですが、工事計画に遅延が生じないように、村としての対応をよろしくお願いします。

さて、去る５月２９日と３０日の２日間、この線形改良工事の予定箇所付近にて、片側交互通行の交通規制のもと、高所作業車を使用した作業が行われているのを確認しました。のり面から生えている樹木の枝打ちをしていたようにお見受けしますが、どういう工事であったかをお伺いします。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 議員お示しの工事につきましては村の工事ではございませんで、大阪府の富田林土木事務所において危険木の枝打ちを実施していただいたものでございます。

当該箇所につきましては、去る５月１９日に、地元選出の鈴木憲府議会議員に現地をご視察いただきまして、本村から緊急要望を行ったことを受け、早急に対応していただいたものでございます。

当該樹木はクビアカツヤカミキリによる食害が確認されていたほか、伸長した枝が電線に接触するおそれがあるなど、安全面での懸念がございましたことから、緊急的に枝打ちを実施いただき、通行者や周辺住民の安全確保を図っていただいたところでございます。

施工に当たりましては、十分な安全対策のもと、作業が実施されるとともに、富田林土木事務所職員の皆様にも現地対応にご尽力いただきました。

本村といたしましては、このたびの迅速かつ丁寧な対応に対し、鈴木議員はじめ、大阪府富田林土木事務所、施工業者及び警備事業者など、関係の皆様には深く感謝を申し上げます。

○田村議長 再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 私もふだんからよく通る道で、樹木の枝が落ちていたり、雑草が気になっていました。また、クビアカツヤカミキリの食害への対応については、これまでから議会で取り上げて早急な対応を村にお願いしていたもので、今回の大阪府富田林土木事務所による安全対策を非常にありがたく思います。

今議会には、樹木の伐採経費約１，０００万円を含む一般会計補正予算案が提出されていますが、今回の府の工事を受けて、この１，０００万円は不要になったり、減額を見込めたりするのでしょうか。クビアカツヤカミキリ対策は村民の安全・安心に関わるので、ぜひ早急に実施していただきたいのですが、一方では、村の財政状況が厳しいことも事実です。教育課長の所見をお伺いします。

○田村議長 再質問の答弁者、尾谷教育課長。

○尾谷教育課長 ご答弁申し上げます。

今議会に提出されております一般会計補正予算案に計上した樹木伐採等委託料費１，０３１万円につきましては、大阪府により枝打ちを実施いただいた箇所を含め、中学校下の村道中学校前線と府道富田林五条線沿いに生育する樹木を一体的に伐採するための経費でございます。このため、大阪府による緊急対応により、所要額の一部減額は見込まれるものの、予算そのものが不要になるものではございません。

当該箇所につきましては、大阪府において危険木の枝打ちを実施していただきましたが、今後の出水期を迎えるに当たり、樹木の倒伏や落枝など、安全面での懸念が依然として残っております。

また、これらの樹木は村が管理する土地に生育していることから、村として責任を持って抜本的な安全対策を講じる必要があると判断し、今回の補正予算案に必要な経費を計上したものでございます。

なお、伐採予定箇所には、大阪府が実施予定の府道富田林五条線の線形改良工事区域も含まれておりますことから、施工に当たりましては、引き続き大阪府富田林土木事務所と十分に連携を図りながら進めてまいります。

○田村議長 それでは、2問目の質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 下水の施設が第一と思うので、遅れて工事に支障がないようによろしくお願いします。

それでは、2問目の質問をさせていただきます。

2問目、「「むらぷり」の登録促進を」です。

村の公式アプリである「むらぷり」の登録が4月広報紙に簡単に掲載されていました。あの記事では、到底登録促進になっていないと思われます。

以前、マイナンバーカード取得促進時のように積極的に地区に出向いて促進を図っていただかなければ、アプリを使用する人も増えないのではないかと思います。

L I N E登録してる人は多いと思いますが、L I N Eはあらゆる情報が発信されているため、同じ日に幾つもの情報が発信された場合、重要な情報が埋もれてしまいます。「むらぷり」の登録を促進し、有効活用すべきであるとするが、副村長の所見をお伺いいたします。

○田村議長 答弁者、西井副村長。

○西井副村長 「むらぷり」の登録促進についてご答弁申し上げます。

自治体の公式デジタルアプリは、迅速な情報伝達手段として重要でありますとともに、住民サービスの利便性向上、行政運営の効率化、さらには地域とのつながり強化にも資する有効なツールであると認識をしております。

本村の「むらぷり」には大きく3つの機能がございまして、1つ目はお知らせ機能で、村からの行政情報発信に加え、地区からの情報を吸い上げて、地区ごとに限定的に配信できます。

2つ目は、ごみ出しカレンダー機能で、ごみ出しの日を確認できるほか、カレンダーに村や地区のイベントを登録いただけます。

3つ目は、デジタル利用券機能で、これまで紙でご利用いただいていたタクシー券をデジタル化してご利用いただけます。

令和８年４月末時点のダウンロード数は１６３件と低調でありますことから、地域で開催している喫茶や社会福祉協議会と連携をして、スマホの相談会などで住民へ周知をするなど、今後より多くの方に活用いただけるよう取り組んでまいります。

○田村議長 再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 「むらぷり」は住民サービスの向上や情報発信の強化を目的としているが、現在のダウンロード数は１６３件と非常に少なく、利用率は十分とは言えない。せっかく作成したのだから、もっと使ってもらうようにすべきだと思います。

そこでお伺いします。現在のダウンロード状況をどのように評価しているのか。また、導入費用に見合う効果が得られていると考えているのか。副村長のお考えをお伺いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 「むらぷり」のダウンロード数につきましては、目標値６００件に対し、現在１６３件であり、達成率は約２７％にとどまっております。

導入費用は、事業費１，１００万円のうち、デジタル利用券を含んだ「むらぷり」導入に係る費用として、約６５０万円を要しておりまして、そのうち国庫補助金を約３００万円充当しましたので、一般財源負担は約３５０万円でございます。

「むらぷり」は行政情報やイベント情報を迅速に届けるための手段であり、広報紙やホームページを補完する役割があり、必要な情報を適切なタイミングで発信でき、スマートフォンを通じて幅広い世代に情報を届けられるメリットがございます。

ダウンロード数の目標達成に向けまして、住民の皆様にとって身近で使いやすく、必要な情報を得やすい手段となるよう、今後も内容の充実や周知に努めてまいります。

○田村議長 再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 そもそも住民の立場からすると、「なぜこのアプリを入れる必要があるのか」というメリットは十分に伝わっていないように感じます。単なる行政情報の掲載だけでなく、日常的に使われるアプリにはなりにくいのではないのでしょうか。例えば、防災情報の即時発信やアプリ限定情報、お得なポイント付与など、「便利だから使う」という視点で必要と考えます。

本村として、今後どのような機能強化や魅力向上を図り、利用率向上に向けていくのか、具体的な方向性をお示してください。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 今後の機能強化及び魅力向上につきましては、議員お示しのとおり、住民の皆様に、日常生活の中で「使って便利」「入れてよかった」と感じていただける内容にしていくことが重要であると認識をしております。

具体的には、「むらぷり」の基本機能であります「お知らせ」「ごみ収集」「イベント情報」など、生活に密着した情報の充実を図り、皆様が必要な情報をより手軽に確認できるように改善してまいりたいと考えております。

また、単なる情報発信ツールにとどまらず、防災、子育て、健康づくり、地域参加など、住民生活を支える身近なツールとして活用できるよう、掲載内容や運用方法の充実に努めてまいります。

あわせて、広報紙、ホームページ、役場窓口、各種事業や地域行事など、様々な機会を通じて、登録方法や活用方法を分かりやすく周知し、より多くの皆様に利用いただけるよう取り組んでまいります。

今後も利用状況や住民の皆様のご意見を踏まえながら、継続的に改善を行い、「むらぷり」の魅力向上と利用率の向上につなげてまいります。

○田村議長 3問目の質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 せっかくのアプリですので、利用率の向上につながるようによろしく願いいたします。

それでは、続いて3問目、職員にとって働きやすい環境の整備をです。

私は前職で、職場の安全衛生管理や職員の人材育成などを担当していたので、どうしてもこの村役場の職員の働き方について、疑問に感じる場合があります。民間企業と自治体の違いなのかと思うこともありますが、やはり職場環境という点においては、さほどの違いはないはずだと考えます。

いかに職場の環境をよりよいものとし、職員の皆さんがこの職場で働くことを生きがいとし、また、村に愛着を感じていただき、仕事をしていただけるかが、今後、村長の目指す村づくりには欠かせないと私は思っています。

職員の採用については、2町1村の共同採用試験や土木職の随時募集など、様々な工夫を凝らしていただいているが、残念ながら若手の退職者が多く、採用の定着が課題となっています。

公務員といえば、かつては景気に左右されにくい安定性や福利厚生によさといった魅力が強くあったが、民間の採用が増えており、給料面など待遇もよくなっている。また、住民サービスの多様化、災害対応、福祉業務の増加、SNS時代の苦情・説明対応など、現

場負担が増す中で、民間に対する公務員の魅力が相対的に薄れているのではないかと思います。実際、多くの自治体で採用倍率は低下傾向にあることから、村役場として執務環境を振り返り、不合理なところや近隣自治体よりも遅れているところは改善し、働き手から選ばれる職場を目指していくべきだと思っています。民間で長く働いてた身としては、村役場の執務環境について疑問を感じる点が多々あります。

このような問題意識から、私は令和7年議会で、働き方改革の推進をということで、窓口対応の時間短縮や職員の休憩スペース確保、フレックスタイム制度の導入の検討といった、職員にとって働きやすい環境づくりについて質問しました。

今回は名刺の作成についてお尋ねします。

本村の職員の名刺については、村長、副村長、教育長分のみ公費で作成されており、他の職員は私費で作成していると聞きました。そのため、デザインも統一されていない。実際、何人かの村職員の名刺を持っているが、縦書きであったり、横書きであったりとそろっておらず、デザインもばらばらである。名刺は外部の人と仕事をしていく上で欠かせないもの。統一のデザインの名刺を公費で作成する考えはないのか、副村長にお伺いいたします。

○田村議長 答弁者、西井副村長。

○西井副村長 「職員にとって働きやすい環境の整備を」について答弁を申し上げます。

本村では、村長、副村長、教育長及び正副議長の名刺につきましては公費で作成をしており、その他の職員につきましては自費で作成をしている状況でございます。

ご指摘のとおり、職員が外部の方々と仕事をしていく上で、統一されたデザインの名刺は本村のイメージ向上につながる重要なツールであると認識をいたしております。

そのため、令和8年度の取組といたしまして、職員一人ひとりが70周年事業のPR役となり、名刺交換など日常的な機会を通じて広く発信できるよう、70周年記念ロゴマーク入りの統一デザインでの名刺を正規職員全員分、公費で作成することとし、予算20万円を確保しているところでございます。

70周年の節目を職員全員で共有し、村としての連帯感や機運の醸成に努めてまいります。

○田村議長 再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 村制施行70周年を記念して名刺を統一し、公費で全ての常勤職員分を作成するのは非常によい取組と思うので、ぜひ村としての一体感や盛り上がりの醸成に努めていただきたいと思います。

一方で、そもそも名刺は単に名前や所属を伝えるだけでなく、村の情勢や魅力を発信する広報媒体としての役割も担うものであり、民間企業では会社で用意するのが当たり前だと思います。

新聞報道によると、大阪府内で堺市が庁内のチャレンジオフィスという障がいのある方が働く部署で名刺を印刷する仕組みを導入し、公費負担化と障がい者就労支援を同時に実施している。また、松原市は今年度から公費負担を開始しています。

自治体によって運用は様々で、業務上の必要性や使用状況を踏まえて判断しているようですが、職員を確保していくためには他の自治体に先んじる気概が必要ではないか。村は名刺のデザイン統一と公費負担を70周年の特別採用とすることなく、令和9年度以降も継続するべきと思いますが、副村長の所見をお伺いします。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 名刺は単なる連絡手段にとどまらず、職員一人ひとりが本村を代表して対外的な行為を行う上での重要なツールであると認識をしております。このため、本村の魅力や統一的なイメージを効果的に発信できるよう、ロゴマークやデザインを含めた名刺の統一化を検討することで、本村の認知度向上やイメージアップ、さらには円滑なコミュニケーションや信頼関係の構築につなげたいと考えております。

あわせて、本年に公費で作成する名刺の使用状況や活用効果、さらには近隣市町における取組状況なども参考にしながら、公費負担の是非について庁内で慎重に検討してまいります。

こういった取組を通じまして、職員が誇りと一体感を持って業務に取り組むことができる働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、対外的な信頼性の向上と本村の魅力発信に努めてまいります。

○田村議長 再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 よろしく申し上げます。これで質問を終わります。

○田村議長 ここで休憩といたします。13時から再開いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○田村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第4番目の質問者、建石議員、1問目の質問を許可します。

○建石議員 議席番号7番、建石でございます。

議長通告に基づき、3問の質問をさせていただきます。

まず、1問目は防犯カメラについてです。

全国的に公共施設や屋外空間を狙ったトラブル、あるいは不審者による事案が昨今、後を絶ちません。子どもたちが日常的に利用する施設や、住民が集う拠点がいつ犯罪やトラブルに巻き込まれるか分からないという不安は決して対岸の火事ではなく、本村においても軽視できない課題であると考えます。

昨今の防犯意識の高まりに対し、現在、村内の公共施設におけるのセキュリティー対策の内容と、防犯カメラはどの程度設置されているかをお伺いいたします。

○田村議長 答弁者、西井副村長。

○西井副村長 公共施設のセキュリティーと防犯カメラについてご答弁を申し上げます。

公共施設のセキュリティー対策につきましては、利用者及び職員の安全確保、施設機能の維持、さらには個人情報等の適切な管理の観点から重要であり、本村では施設の実情に応じて、防犯カメラの設置や夜間警備を実施しております。

役場庁舎につきましては、開庁時間外に警備員1名が常駐し、入り口には防犯カメラを設置しております。くすのきホール、保健センター、給食センターにおいては、防犯カメラを設置はしておりませんが、機械警備を導入しております。

村内に設置しております録画機能付き防犯カメラは全部で13台あり、公共施設では、くすのきホールの駐車場に1台設置をしております。

防犯カメラにつきましては、犯罪防止や事件発生時の状況確認に一定の効果がある一方で、プライバシー保護とのバランスも重要であることから、設置目的や運用基準を明確化した上で、必要性の高い場所を中心に運用していくことが重要と考えております。

○田村議長 再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 ご答弁ありがとうございました。

先ほど、公共施設の防犯対策についてのご答弁をいただきましたが、続きまして、より子どもたちの安全に関わる分野として、学校の防犯対策についてお伺いいたします。

公共施設以上に、学校は児童・生徒の命を預かる場であり、不審者の侵入防止は保護者をはじめ、地域住民の関心事であります。

そこで、村立小・中学校における防犯対策の状況について、以下の点をお伺いいたします。

現在、学校では、どのような防犯対策を講じているのか。防犯カメラの設置状況はどのようなになっているのか。また、正門や校舎入り口の防犯カメラの設置状況はどのようなになっているのかをお伺いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、尾谷教育課長。

○尾谷教育課長 ご答弁申し上げます。

村立学校における現状の防犯対策でございますが、それぞれ門扉にカメラ付きインターホンを設置し、電子ロックシステムの施錠を運用いたしております。

また、夜間や休日等、無人の時間帯においては、村公共施設同様、警備会社による機械警備を全校導入しており、異常を検知した際には即座に警備会社が駆けつけ、対応を行う体制を整えており、児童・生徒の安全確保のため、外部からの不審者の侵入を物理的に抑止する対策を講じております。

なお、防犯カメラの設置状況につきましては、現在、村立学校においては設置しておりませんが、昨今の不審者事案に鑑みますと、さらなる対策強化が必要であると深く認識をいたしております。

今後の対策といたしましては、現在の設備の運用状況を改めて点検するとともに、より安全な学校環境を維持するため、村立学校へ防犯カメラの設置を検討し、引き続き子どもたちの安心・安全を守るため、関係機関とも連携を密にしながら取り組んでまいります。

○田村議長 再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 ただいま防犯カメラの設置を検討するとのご答弁をいただきましたが、児童・生徒の安心・安全を守る観点から、村立小中学校への防犯カメラの早期設置について、ぜひとも着実に推進していただきたいと思います。

また同時に、公共施設の防犯対策のさらなる充実と地域全体における防犯意識の啓もうにも注力していただき、住民や子どもたちが安心して生活できる環境づくりに向けて取り組んでもらえることを願います。

さて、学校への防犯カメラの設置時期や場所など、どのように考えておられるのか。また、今後のスケジュールや設置に関する課題、整理しないといけない事項など、より具体的な内容をお伺いいたします。よろしくお願いします。

○田村議長 再質問の答弁者、尾谷課長。

○尾谷教育課長 防犯カメラの設置につきましては、昨今の子どもを取り巻く事件の深刻化を踏まえ、なるべく早い時期、今年度中の設置を目指したいと考えております。

設置においては、基本的に外部からの不法侵入を監視する抑止効果を期待しつつ、同時に映像データの取扱いについても厳密に行う必要があることから、十分に留意するよう各学校に指示をしてまいります。

また、設置の際には、保護者の皆様への周知も丁寧に行い、ご理解とご協力をいただき

たいと考えております。

引き続き、安全で安心できる学校環境の整備に取り組んでまいります。

○田村議長 2問目の質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 ありがとうございます。

ただいま、今年度中の取組を目指したいというふうにご答弁いただきました。いつ、何
どきトラブルが発生するか分かりませんので、極力早急の対応をお願いしたいと思いま
す。

続きまして、適正な土地管理についてお伺いいたします。

平成30年に「金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例」が制定されて、7年が経
過いたしました。当該条例の第3章「生活環境の保全」の第2節では、土地等の適正な管
理を怠ることにより、近隣住民の生活環境を害したと認められる所有者に対し「指導」ま
たは「勧告」ができる旨、定められております。

現行規定では、環境条例の効力が十分に担保されていないのではないかと危惧しており
ます。今後、相続などを経て土地管理問題の増加が予想されております。適正な土地の管
理について、村の現状、規制の強化と今後についてお伺いいたします。

○田村議長 答弁者、西井副村長。

○西井副村長 適正な土地管理についてご答弁を申し上げます。

「金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例」を制定して以来、土地所有者が土地等
の適正な管理を怠る事案につきましては、毎年数件程度発生している状況でございます。
その多くは村が指導を行った後は、適正に管理していただいている状況でございます。ま
た、一部産業廃棄物等の指導につきましては、大阪府が所管するものであり、村も大阪府
と連携をして対応しているところでございます。

現状におきましては、現行の環境条例の規制の範囲内において対応ができているものと
考えております。

○田村議長 再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 ご答弁ありがとうございます。

村の現状では、毎年数件の事案が発生しているというご答弁がありました。

その件数など、最近の状況をもう少し詳しく教えていただくとともに、他市町の状況に
ついて分かる範囲で教えていただきたい。答弁では、一部大阪府が所管するものとあり
ましたが、具体的にはどういった場合になるのでしょうか。お伺いしたいと思いま

す。また、適正な土地管理については、生活環境への影響だけでなく、同様に増加してきている遊休農地についても、そのまま管理せず、放置すると雑草が繁茂し、山林原野化すると思われます。そうすると周辺の農地に影響が出ると思われますが、村はどのような対応をしているのか、あわせてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 本村の現状でございますが、まず、過去３年間で発生した事案につきましては、令和５年度に７件発生し、うち５件が改善され、残る２件は継続的に指導しております。令和６年度は４件発生し、２件が改善、残る２件は継続的に指導しております。令和７年度では１０件発生し、９件が改善され、残る１件は令和５年、６年より継続している案件でございます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の指導のうち、主に一般廃棄物の場合は村の、産業廃棄物の場合は大阪府の、それぞれ所管となっております。

また、近隣市町に現状を確認しましたところ、「指導」を超える措置を講じた実績はないと聞いております。

遊休農地の対応につきましては農業委員会が現地確認を行い、その後、農地の適正管理についてお願いする文書を所有者宛に送付をしております。

○田村議長 再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 現在の適正な土地管理について、村の対応状況は農地を含め分かりました。また、廃棄物等の内容によっては大阪府の所管となり対応していることも理解いたしました。しかし、同様の事案が毎年発生していることも分かりました。

そこで、改めてお伺いいたしますが、条例の規制を強化する考えはないのかどうかをお伺いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 先ほど答弁いたしましたとおり、現行の法令及び条例による規制の範囲内で対応が一定できているものと考えておりますので、継続している案件につきましては、引き続き、粘り強く指導してまいります。

村の現状としましては、規制の強化は体制を含めた様々な課題があり、困難でございますが、今後、他市町の状況を調査しながら、必要に応じて検討してまいりたいと思います。

○田村議長 ３問目の質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 ただいまの土地管理について、今後の状況の変化により、今までと同様の対

応では対処できないという場合も出てくるかと思いますが、そういった場合には、速やかに規制強化も含めた検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、財政シミュレーションについて、お伺いいたします。

大阪府議会令和8年2月定例会における総務常任委員会で、地元選出の鈴木議員が市町村の中長期財政シミュレーションを取り上げておられました。

同議員は財政シミュレーションについて、「市町村振興補助金を得るための形式的な作業にとどまらず、将来の行財政運営の改善につながる事が重要」と指摘されており、私も同じ考えであります。

4月に村役場から財政シミュレーションについて説明を受けましたが、非常に厳しい見通しであり、どう受け止めればよいのか、不安に思う村民は多いと思います。

村の財政シミュレーションの公表は今に始まったことではなく、古くは市町村合併を検討していた頃にも公表されております。その当時から既に「村の行財政運営は単独では難しい」という見立てがありました。

当村の同シミュレーション作成の目的、行財政運営改善への反映の有無等について、お伺いいたします。ご答弁、よろしくお願いします。

○田村議長 答弁者、西井副村長。

○西井副村長 財政シミュレーションについて、答弁申し上げます。

中長期財政シミュレーションは、人口減少や高齢化などの社会構造の変化が、村の将来の財政にどのような影響を与えるかを予測し、それを踏まえて様々な政策的判断を行うことにより、行財政運営を将来にわたって安定して行っていけるようにすることを目的としております。

以前から村独自の推計方法で作成してきましたが、令和2年度より大阪府が府内町村共通の考え方で中長期財政シミュレーションの作成を始めたため、シミュレーションが2種類あり、分かりにくい状況でした。そのため、令和5年度からは一本化し、現在は大阪府の推計方法を基本にしつつ、村の公共建築物個別施設計画の更新費用を用いるなど、村の実態を加味して策定しております。

シミュレーションの結果は、非常に厳しい見通しとなっていますが、一定の前提をおいた上での試算であり、景気動向や国の地方財政対策などは変動しますため、将来に行くほど不確かなものである点に留意が必要でございます。

これまでから役場内で厳しい財政見通しを共有するとともに、村議会に対しましても財政シミュレーションの結果をご報告しながら、行財政運営の改善に努めてまいりました。

具体的には、新たな財源確保に向け、企業誘致に係る条件整備や村のにぎわいづくりに

取り組むなど、過疎対策事業債などの有利な地方債や、国・府支出金などの特定財源を最大限活用して財源を確保してまいりました。また、事業評価を踏まえた事務事業の見直しに加え、金剛山ロープウェイを廃止するなど、公共施設の維持管理経費縮減にも取り組んでまいりました。

一方で、将来にわたり安定して行財政運営を行っていくためには、単独の取組のみでは限界がございますため、南河内地域2町1村未来協議会や南河内基礎自治機能充実強化協議会といった近隣市町との協議の場に積極的に参画し、さらなる広域連携にも取り組んでおります。

○田村議長 再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 ご答弁ありがとうございます。

財政シミュレーションの結果は非常に厳しい見通しでありますので、村民に対してはより丁寧に分かりやすく示していただくよう、要望いたします。

具体的には、このシミュレーションは村の将来を考える上での前提となる現状認識を村民と共有するための手段であること。また、あくまで一定の前提を置いた上での試算であるため、将来にいくほど不確かさが増すものであること。そして、この厳しい試算結果を踏まえて村はどう対処していく考えなのか。こういった非常に重要なことを財政シミュレーションの結果と併せて、より分かりやすく示していただくよう、工夫していただきたいと思います。

現在、作業を進めていただいております令和7年度決算をベースとして、今年度で作成される次の中長期財政シミュレーションに向けて要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

財政シミュレーションに関して、さらにお伺いいたします。

先ほどのご答弁にあったような、行財政運営の改善につながる取組については、大阪府の市町村振興補助金の算定対象と聞いております。

振興補助金には、様々な算定項目があると承知していますが、この補助金が市町村の自律化に向けた体制整備や行財政の基盤の強化の取組を支援するものであることを考えると、その配分額は村の行財政運営の充実強化に対する大阪府からの評価の表れと言えるものである、と思います。

そこでお伺いいたします。菊井村長になられてから、村の振興補助金の配分はどうなっているのか。また、その配分は村のこういった取組が評価されたものであるのか。そして、今後も村としてどう取り組んでいかれるのか、そのお考えをお伺いいたします。よろ

しくお願いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 大阪府の市町村振興補助金の目的は、公表資料等によりますと、市町村の自立化に向けた体制整備や行財政基盤の強化への取組を支援することとなっております。

補助金の交付限度額は、各市町村が取り組む「自律化」や「改革」の内容を点数化して算出され、具体的な算定項目としましては、中長期財政シミュレーション等将来の在り方に関する議論に係る取組、広域的な施設整備など複数市町村での取組、デジタルトランスフォーメーションの推進や公民連携等の取組などが挙げられております。

本村の市町村振興補助金の配分額の推移につきましては、令和5年度が6,135万円、令和6年度が6,270万円、令和7年度が7,605万円と増加傾向であり、特に令和7年度は村の過去20年間で最高額であり、府内市町村でも最高額を配分いただいております。自主財源が乏しい本村にとって非常に貴重な財源となっております。

この結果につきましては、デジタルトランスフォーメーションの推進と、今後の厳しい見通しを踏まえて、さらなる広域連携の検討や、民間及び南河内地域全体と連携したにぎわいづくりに向けて、「千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）」の策定に取り組んできたことなどを評価いただいたものと考えております。

今後も財政シミュレーションを作成して将来を見通しながら政策的判断を行い、持続可能な行財政運営に努めてまいります。

○田村議長 再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 ご答弁、ありがとうございます。

財政シミュレーションにつきましては、原点に立ち返り、行財政運営改善に反映させる。また、行財政運営を安定して行っていけるように進めていただきたいと思います。今後とも、その方向でよろしくをお願いいたします。ご答弁は不要です。

○田村議長 それでは、第5番目の質問者、井上議員、1問目の質問を許可します。

○井上議員 議席番号2番、公明党、井上浩一でございます。

通告に基づき、3問の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1点目としまして、「心の健康への取組は」ということで質問いたします。

心の健康、いわゆるメンタルヘルスは単に病気がない状態ではなく、身体的・精神的・社会的に良好な状態を保ち、自分らしく生きるための基盤を指しております。

心の健康が良好な状態とは、感情・思考・人間関係・生きがいがバランスよく保たれ、日常のストレスに対処しながら自分らしく生活できている状態を指します。これは単に病

気がないということではなく、生活の質そのものに関わる重要な指標であります。

心の不調は、うつ病や職場ストレス、ひきこもりなど、社会的問題とも関連しております。必要に応じて公的支援や専門的治療を活用することも大切でございます。本村でも孤立や様々なストレスなど、心の健康に影響する課題が増えていると認識をいたします。

そこで、心の健康に関する現状と支援の体制について、お伺いしたいと思います。

実態をどこまで把握しておられるのか。また、相談・医療・地域の連携は機能しているのか。心の健康を守るための仕組みはあるのか。

以上、伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○田村議長 答弁者、中野民生部長。

○中野民生部長 心の健康への取組につきまして、ご答弁申し上げます。

心の健康につきましては、個人の内面的な苦悩や潜在的な不安など、目に見えにくい上、デリケートな問題でもあり、具体的に把握することは難しい面がございますが、相談窓口や社会福祉協議会、民生委員などを通じて、情報の把握に努めているところでございます。

これらの情報により、地域包括支援センターや保健師等が相談支援を行い、医療機関へつないだ事例もあり、連携が有効に機能しているものと認識いたしております。

心の健康を守る取組といたしましては、保健師による相談や無料の弁護士相談など、住民の皆様が抱える複合的な悩みに応じ、相談者が孤立しない体制を整えております。

また、悩みを抱える方に早期に気づき、適切な支援につなぐためのゲートキーパーの養成にも取り組むとともに、社会福祉協議会や民生委員と行政が連携し、必要に応じてアウトリーチを行うなど、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるように取り組んでいるところでございます。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁、ありがとうございました。

ただいまのご答弁では、心の健康に関する取組として、様々な取組をご紹介いただきました。しかしながら、いずれも取り組んでいるという説明にとどまっております、実際にどれだけ動かれて、どのような成果があったのか、その実績が示されておられません。

心の健康は目に見えにくく、支援につながりにくい方も多いからこそ、行政がどこまで実態を把握し、どのように支援につなげているのか、具体的な数字で明らかにすることが不可欠でございます。

そこで、以下、実際の動きと実績について、具体的にお伺いをいたします。

年間の相談件数、年代別・内容別の内訳、相談のうち医療につながった件数と割合、アウトリーチ（訪問支援）の実績件数と判断基準、ゲートキーパー養成の人数と活用状況、複合的な課題に対応するケース会議の開催実績、若者・働く世代の相談件数とSNS相談導入の検討状況、職員のメンタルヘルス相談件数・休職者数・復職支援の状況。

以上について、実績と課題を明確にご説明ください。お願いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野民生部長 具体的な数値ということでございますが、心の健康につきましては、目に見えにくい上、デリケートな問題でもあり、具体的にお示しすることは難しいところがございますので、令和7年度の全体の相談実績で申し上げますと、地域包括支援センターへの相談が127件、重層的支援体制整備事業への相談が930件、保健師による電話相談が61件、面談による相談が33件、こども家庭センターへの相談が234件となっております。

合計では相談が1,385件、そのうち医療へつなげた案件は12件で、割合といたしましては、約0.9%となっております。

次に、訪問支援では、保健師による訪問活動が112件、重層的支援では104件となっております。特に訪問の判断基準は定めておりませんが、個々のケースに応じて訪問の必要性を判断し、柔軟に対応しているところでございます。

次に、ゲートキーパー養成講座の受講者は9人となっており、自殺についての基礎知識を学び、ロールプレイ等を通して、傾聴技法・ゲートキーパーの役割を理解し、その役割を担うことができるように学んでいただきました。

次に、複合的な課題に対応するケース会議の案件は34件、包括支援センターでは18件となっております。

また、若者や働く世代の相談件数でございますが、そういった仕分けは行っておらず、SNS相談の導入につきましても、現在のところ、検討はいたしておりません。

最後に、職員のメンタルヘルスの相談実績はございません。また、過去から、休職者につきましては復職支援としてのリハビリ出勤を経て、復職に至っております。

心の健康につきましては、やはり、相談しやすい体制を構築していくことが最も重要であると考えており、今後とも相談しやすい体制づくりについて取り組んでまいります。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

ただいまのご答弁では、デリケートであるため難しい、仕分けをしていない、SNS相談は検討していないといった回答が繰り返されました。しかし、心の健康に関する支援は、実態を把握しなければ改善も計画も立てられません。特に、若者、働く世代の相談を仕分けしていないという点は、最も支援につながりにくい層の実態が0であるのではなく、把握ができていないだけという、重大な問題を示しております。

そこで、伺いたいします。

医療につながった0.9%という低い割合をどのように評価しておられるのか。医療につながらなかった1,373件について、どのような分析を行っておられるのか。行っていないのであれば、年度内に分析を行うお考えはあるのか。若者・働く世代の相談を仕分けしていない理由と今後の改善方法。SNS相談を検討していないとのことですが、導入しない根拠は何でしょうか。相談しやすい体制づくりとおっしゃいますが、その体制をどのような指標で評価するのか。

以上について、具体的にお答えをお願いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野民生部長 繰り返しにはなりますが、心の健康につきましてはデリケートな問題であり、具体的にお示しすることが難しいため、心の健康だけに限らず、様々な相談の実績として、答弁をさせていただきました。

医療につながった割合が低いのではとのご質問でございますが、1,385件の相談件数につきましては、年間の延べ件数となっておりますので、同じ方が複数回カウントされている場合も含んでおります。また、心の健康以外にも様々な相談の実績でございますので、医療につなぐ必要のない相談や、既に医療につながっている案件も多数含んでおり、医療に限らず、事案によって適切な機関において対応している状況でございます。

次に、若者・働く世代の仕分けについてでございますが、まず、相談の中で、就労等に関するものは実績がございません。個別の相談につきましては、年代等は当然把握できておりますが、整理の仕方として、例えば福祉制度・サービスに関する相談や、健康、医療に関する相談といった大きなくくりで集計をしておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

SNSの相談につきましては、村独自の相談システムを導入することは、24時間365日の相談体制や緊急時の対応など、人材確保やコスト面から見て、非常にハードルが高いと考えております。既に既存の公的窓口や民間の窓口が開設されており、匿名・無料での利用が可能となっておりますので、必要に応じて案内をさせていただきたいと考えております。

相談しやすい体制につきましては、いかに住民に寄り添い、相談してよかったと思ってもらえるかだと考えておりますので、引き続き体制づくりに取り組んでまいります。

○田村議長 3問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 最後の「心の健康への取組は」ということで、最後、ご答弁いただいたんですが、最後に一言申し上げたいと思います。

今日の答弁で、村としての取組と、同時に把握できていない領域、検討されていない手法、分析が行われていない部分が明確となりました。

心の健康は見えにくいからこそ、見える化しなければ、支援の抜け落ちが生まれております。本日示された課題については、難しい、検討していないで終わらせず、改善に向けた具体的な方針を必ず次の年度に反映していただくよう、強く申し添えて終わります。ありがとうございます。

続きまして、2問目の質問に移ります。

「環境美化条例の制定を」ということで、質問します。

村行政は、環境美化に関する新たな条例制定について、既存の環境関連条例で足りていると説明を繰り返しておられます。しかし、村内の現状を見ると、山林や農地への不法投棄、道路、バス停、集落周辺のポイ捨て、金剛山登山口周辺のごみ問題、吸い殻や空き缶の散乱など、既存条例では十分に対応できていない事例が多数存在しております。

河内長野市、富田林市、太子町、河南町など、近隣自治体は全て環境美化条例を制定しておられます。これは、既存の廃棄物処理規則だけでは不十分であることを、周辺自治体の実務の中で理解されている証拠でございます。村の発展を真摯に願うなら、考慮されるべきであると考えます。

お考えを伺います。

○田村議長 答弁者、西井副村長。

○西井副村長 環境美化条例の制定について、ご答弁申し上げます。

まず、環境美化につきましては、美しい景観と快適な生活環境を守るための基本的な取組でございまして、地域の魅力向上や住民の皆様の郷土愛の醸成にもつながる大変重要なものと認識をしております。

村では、村民等から環境について相談が毎年数件ございまして、その都度、現地確認を行うとともに、必要に応じて所有者等に対して指導を行っております。

また、令和7年12月定例会においてご答弁申し上げましたとおり、「金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例」で、村、村民等、事業者、おのこの責任が定められ、明

確化されております。

今後も既存の環境条例の規制を基本に住民等からの相談に対応することで、村の環境維持に努めてまいりたいと考えております。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。

ただいまのご答弁では、「金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例」の中で、村、村民、事業者の責務が定められているため、現行条例で足りるとのご説明でございました。

しかし、現行の環境条例は、環境の理念や基本的な責務を定めた「総論型」の条例であり、村内の環境美化を具体的に進めるための実行規範としては、不十分ではないでしょうか。

例えば、現行条例には、ごみの持ち帰り原則、ごみ箱設置の基準、不法投棄の禁止と過料、ボランティア支援の明文化、来訪者（登山者や観光客）の責務といった、環境美化に不可欠な具体規定がないことです。金剛山のごみ問題や村内の不法投棄に対し、現行条例でどのように対応できると考えておられるのか、近隣市町が全て独自の環境美化条例を制定している中で、千早赤阪村だけが現行で足りると判断する合理的な根拠は何でしょうか。運用実態などについて、お伺いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 金剛山周辺のごみ問題につきましては、大阪府が自然環境保全指導員によるパトロールを実施しておりますほか、本村も大阪府やボランティア団体などと山地美化キャンペーンなどを実施してございます。

来訪者の責務についてでございますが、本村の環境条例の村民等の定義におきまして、「村内に通勤し、在学し、若しくは滞在し、又は村内を通過する者」が含まれておりまして、来訪者も村民と同じ責務を負っていると承知をしております。

また、ごみの持ち帰りにつきましては、村ホームページ等で啓発に努めてまいりたいと考えております。

現行の環境条例の規制の強化につきましては、体制を含め様々な課題がございまして、現状では困難でございますが、今後、他市町の状況も調査しながら、必要に応じて検討をしてみたいと考えております。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

現行条例の理念を踏まえつつ、村の体制でも実行可能な範囲で環境美化に関する最低限の実効性あるルールづくりや運用改善について、次年度以降、具体的な検討に着手するお考えはあるのか。また、他市町の状況調査、金剛山の現場課題の整理、村民・関係団体との意見交換といった検討プロセスを進めるご意思はあるのか。その点について明確なご答弁をお願いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 本村では、環境条例と関係法令に基づいて環境美化に取り組んでおりまして、現時点におきましては、新たなルールづくりや運用の見直しに着手する考えはございません。また、金剛山周辺の環境に関しましては、役場職員が業務で現地に訪れる際は当然、それ以外にも金剛山に係る各種団体と課題等について意見交換する折を捉えて、現状把握に努めております。

先ほど答弁申し上げましたとおり、今後、他市町の状況も調査しながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○田村議長 先ほど3問目と申しましたが、次が3問目ですね、失礼しました。

3問目の質問を改めて許可します。

井上議員。

○井上議員 先ほど、環境美化についてはご答弁、ありがとうございます。

最後に一言を申し上げたいと思います。

村の体制が限られていることは十分理解をしております。しかし、体制が限られているからこそ、現状維持では守れない課題が、村内に確実に存在しております。

これ以上、理念だけで、現場の問題を覆い隠すことはできません。次の世代に責任を持つためにも、必要に応じて検討ではなく、いつ、何を、どのように検討するのか、その具体的な一歩を示していただきたいと思います。村の未来を守るための最低限のお願いでございます。ありがとうございます。

3問目の質問に移ります。

高齢者の聞こえ支援をということで質問いたします。

高齢者の聞こえの低下は、生活の質の低下だけではなく、孤立・フレイル・認知症リスクの上昇とも強く関連しています。

国は令和5年から7年度にかけて、全国の自治体に対し「難聴高齢者の早期発見・早期介入」を推進しており、モデル事業では大きな成果が確認されております。しかし、本村では、聞こえ支援に関する体系的な取組はまだ見られておりません。以前の一般質問でも

取り上げましたが、軟骨伝導式補聴器の窓口導入についても、近隣市町では一部導入されておられますが、現在のところ、村では導入されておりません。

そこで、本村としての現状と今後の方向性を伺いたいと思います。

本村の高齢化率は非常に高く、聞こえの問題を抱える高齢者は相当数に上ると考えられます。また、地域においても実感されていると思います。

国のモデル事業では、通いの場や健康イベントでの簡易スクリーニングにより、参加者の約6割が受診勧奨対象となった自治体もございます。

本村では高齢者の聞こえの実態をどのように把握をされているのか。また、現状の課題をどのように認識されておられるのか、伺いたいと思います。

○田村議長 答弁者、中野部長。

○中野民生部長 「高齢者の聞こえ支援」について、ご答弁申し上げます。

加齢に伴う難聴は、単に聞こえの問題にとどまらず、認知症やフレイルのリスク要因になると言われており、要介護状態の予防や生活の質を維持していくため、国において、難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する調査・研究事業が行われております。

本村では、現在のところ、難聴高齢者に対する具体的な取組は実施しておらず、実態の把握もできておりませんが、国の調査・研究事業の成果と科学的根拠を踏まえ、高齢者の認知症予防や介護予防の観点から、国の動向を見ながら、難聴高齢者対策について調査研究を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

ご答弁では、国の動向を見ながら調査・研究を進めると言われております。しかし、国のモデル事業では、通いの場で聞こえチェックを行うだけで、参加者の半数以上が受診勧奨対象になった自治体もあるということです。明確な科学的根拠が既に示されております。つまり、国の動向を見てからでは遅いのではないかということでもあります。

本村でも、まずは1か所の通いの場で試行的に聞こえチェックを行うだけで、実態把握はすぐに始められると考えます。実際に国のデータでも、自治体職員の方がそう思うと答えられておられます。

調査研究と言われるのであれば、まずは実際に小規模な試行を行い、村としてデータを取るべきではないのでしょうか。国の動向を待つだけではなく、村として自ら動くお考え

はないのでしょうか。

○田村議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野民生部長 聞こえの問題につきましては、個々の身体状況や生活環境によって、求められる支援の内容や度合いは異なり、非常に個別性の高い課題であると認識をいたしております。

現在、国においても調査研究が続けられており、難聴対策に関する全国一律のガイドラインは示されていない状況でございます。

なお、現状では、健康相談におきましても聞こえに関する相談等はございませんが、その多様な困り感に適切に対応するためには、職員自身の専門的な知識や対応力が何よりも重要であり、スキルアップを図っていく必要があると認識をいたしております。

そのため、本村といたしましても、まずは最新の知見や国の方針、他の自治体の先行事例を注視しながら、専門医への受診勧奨や、必要に応じた生活支援の橋渡しをスムーズに行えるよう、関係機関と連携してまいりたいと考えております。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁、ありがとうございました。

ご答弁では、聞こえは個々の状況によって異なるため、個別性が高いと認識をされております。国のモデル事業に参加した自治体では、まずは簡易チェックでおおまかなスクリーニング、スクリーニングというのはふるい分けですね。それを行い、そこから個別支援につながるという流れが確立しております。

つまり、個別性が高いからこそ、最初の入り口としてのふるい分けが必要なのではないかと。個別性が高いという理由で立ち止まるのではなく、まずはふるい分け、スクリーニングによって誰に支援が必要なのかを把握する段階に進むべきではないのでしょうか。村として、その入り口づくりを検討するお考えはないのでしょうか。

健康相談で聞こえの相談がないという点については、国の調査では、難聴の約7割は本人が気づいていないというデータがございます。相談がないのは、困っていないのではなく、気づいていないから相談できないという可能性が極めて高いと思います。

そこで、お伺いします。

相談がないことを理由に現状維持とするのではなく、村として気づいてもらうための仕掛けをつくる必要があるのではないのでしょうか。その第一歩として、聞こえチェックの試し、試行を検討できないのでしょうか。

国のガイドラインがまだ示されていないという点ですが、国のモデル事業では、既に科

学的根拠に基づく実証結果が公表されており、自治体に取り組むべき方向性は明確になっております。ガイドラインが出るまで待つ必要はございません。国のガイドラインを待つのではなく、既に示されている実証結果を踏まえて、村として先行的に取り組むお考えはないのでしょうか。

職員のスキルアップが重要とのことですが、スキルアップだけでは住民の聞こえの問題は解決いたしません。スキルアップを実践の場で生かすことが必要でございます。職員のスキルアップを進めるのであれば、その成果を生かす場としての通いの場での聞こえチェックを試行的に実施するお考えはないのでしょうか。聞こえ支援のモデル事業を立ち上げる意思はあるのでしょうか。また、いつまでに検討方針を示されるのか、具体的な時期をお伺いしたいと思います。

○田村議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野民生部長 モデル事業に参加した自治体では、独自に事業を実施する場合、質疑応答や個別相談に対応できる専門職がおらず、「人材確保が難しい」や「準備から実施、フォローまで、受診勧奨対象者のその後の生活を追跡していくことは難しい」といった意見が出されております。

また、本村のような域内に耳鼻咽喉科がない過疎地域では、耳鼻咽喉科医以外の保健師や言語聴覚士などが、難聴に関する知識を広く習得する必要があり、依然として多くの課題が存在すると言われており、引き続き検証が必要とされております。

そのようなことから、専門的な知識を得ないまま、スキルアップを実践の場で試すことは、適切な対応ができず、逆に住民に不安を与えることとなりますので、本村といたしましては、まずは最新の知見や国の方針を注視してまいりたいと考えております。

○田村議長 ここで休憩といたします。

2時10分から再開いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

○田村議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

第6番目の質問者、中野議員、1問目の質問を許可します。

○中野議員 議席番号3番、信智会、中野智子でございます。

議長通告により、3問質問させていただきます。

まず、農と緑の活性化ビジョン（案）についてです。

令和7年度に大阪府と連携して策定された「農と緑の活性化ビジョン（案）」によって、今後の短期・中期・長期計画が発表されました。この千早赤阪村の農と緑の活性化ビ

ジョン（案）を作成されるに当たり、大阪府とどのような会議が行われ、イチゴ、マンゴーやメロンなどの栽培の施策が決定されたのかをご説明ください。

また、この農と緑の活性化ビジョン（案）に基づき予算が組まれています。大阪府からの補助が得られているのかどうかをご説明ください。

○田村議長 答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 農と緑の活性化ビジョン（案）につきまして、ご答弁申し上げます。

村の第5次千早赤阪村総合計画では、金剛山周辺エリアを自然観光拠点、楠公誕生地周辺エリアを歴史観光拠点と位置づけており、この2拠点を連携させ、恵まれた資源である農と緑を通じて村全体の活性化を図るため、令和8年3月に千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）を策定いたしました。

策定に当たっては大阪府と連携し、村長と大阪府の環境農林水産部長、みどり推進室長、農政室長、南河内農と緑の総合事務所長及び市町村局長で構成する千早赤阪村農と緑の活性化推進会議を令和7年度から再開後に2回、その下部組織として取組事項を具体的に検討するワーキングを5回開催したほか、担当者間で度重なる協議調整を進めてまいりました。

具体的には、村の強み・弱みや社会情勢を分析した上で、にぎわいづくりと農林業振興について、ヒトづくり、モノづくり、バづくりの視点から意見を出し合いました。その中で、農業の後継者不足や圃場整備されていない農地が多い本村は、大阪府が取り組むいちごアカデミーや、高級フルーツの栽培実証を好機と捉え、道の駅周辺への観光農園の立地促進や、イチゴ、ブランド米といった既存の高付加価値特産品の磨き上げを図るとともに、メロン、マンゴーについては導入の可否を検討しつつ、高収益化を目指す方向でまわりました。

ビジョン（案）の実現に向けた事業の予算化に当たりましては、国や大阪府の農林業振興や観光振興のための補助金を積極的に活用してまいります。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 ありがとうございます。

今回の農と緑の活性化ビジョンによるこの事業は補助金・交付金ありきで、極力村民の税金を使わずとも進められる事業であると解釈してよろしいでしょうか。

また、今週、南河内農と緑の総合事務所の令和8年度の事業概要の説明会がありまし

た。本村の議員も多数参加されており、大阪農政アクションプランや、ちはや園地の取組に対しての説明も受けました。ほぼほぼ千早赤阪村の取組と南河内全域の取組は同じものでした。

新規就農者を確保・育成するために、いちごアカデミーによる育成事業、南河内フルーツ活性化など、観光農園を本村で行う計画は近隣市町と同じものです。そこで、南河内全域が千早赤阪村と同じ取組を行うとすれば、隣の市町と違い、自然環境上、千早赤阪村は不利ではないかと質問をいたしました。

同じ質問を行政に対して行いたいと思います。

大阪府と連携した本事業は、本村の独自性なく、連携ありきの計画で大丈夫なのでしょうか。にぎわいづくりを目的に楠公誕生地周辺の地権者に対して説明会を行ったということですが、どのような内容であったか、状況をご説明ください。よろしくお願いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 ビジョン（案）の主な取組では、村の農林業振興を中心に、担い手の確保・育成の推進、観光農園の開園や農業法人の参入、特産品づくりや次世代フルーツなど地域ブランド化、情報発信やにぎわいの拠点としての道の駅ちはやあかさかと併設する直売機能の充実などに取り組むもので、その取組により人の流れを生み出し、金剛山周辺エリアとの回遊によるにぎわいの創出を目指してまいります。

そのようなことから、議員ご指摘の点につきましては、本事業は観光事業の収益化や農業生産量を増やすためなど、目的を限定するのではなく、本村が農と緑の取組を通じて新しい農業の担い手の育成・確保や、その担い手や参入した企業の収益につながるような環境づくりに取り組み、その結果、村全体の活性化につながるよう、事業展開を図ってまいりたいと考えております。

また、現時点において、国・大阪府の補助金や、交付金が担保されているものではありません。施策推進に当たっては一般財源を基本といたしますが、可能な限り特定財源を確保すべく大阪府などの補助金を積極的に活用して創意工夫してまいりたいと考えております。

地権者への住民説明会につきましては、農と緑の活性化ビジョン（案）の実現に向けて、検討ワーキングを活性化実現ワーキングに改称した上で、その下に5つのプロジェクトを立ち上げており、道の駅周辺での観光農園開園プロジェクトを推進しております。

まずは関係地権者の賛同を得るために、本年4月26日に水分地区と二河原邊地区の地権者に対し、大阪府と連携して説明会を実施したところ、20人の参加がございました。

ビジョン（案）の説明を聞いた参加者からは、水路補修といった営農に必要な整備への支援などの要望がございました。全体説明の後には、観光農園の立地促進に向けて、所有農地の貸付け意向がある地権者を対象に、個別に協議を行ったところでございます。

今後、引き続き丁寧に地権者の意向を聞きながら、調整を進め、1つでも観光農園が立地するよう、大阪府と連携を密に取り組んでまいりたいと考えております。

○田村議長 再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 ありがとうございます。

農と緑の活性化ビジョン（案）について、令和8年、9年度の短期計画が実行され、そして、この短期計画を前提に中期、長期と進んでいくわけですが、この計画が実際に実行できていくのでしょうか。果樹農園事業は自治体の経費負担が大きいことが報告されています。結果が出る中長期には、本村の財政基金は枯渇することが予測されております。道の駅の来場者をその時期に15万人に増やし、イチゴの生産売上げを1.6億円に増やすという計画がこれから10年で実際に実行でき、財政状況が改善されるというようなことですが、目標値であって、実際に可能な数字なのかどうか、お聞きしたいと思います。

イチゴは取り組む農家が多く、売れ残っているという報告もあります。本村は、大阪府が取り組むいちごアカデミーや高級フルーツの栽培実証を好機と捉え、道の駅周辺の観光農園の立地促進やイチゴ、マンゴー、メロン、ブランド米といったような、高付加価値の特産物を増やすことで高収益化を図る方向と報告を受けましたが、近隣市町も同様に大阪府から助言を受け、イチゴ、メロン、ブランド米に力を入れているとお聞きしております。今期から栽培を始めるメロンは、もう既に近隣市町は作られております。

果樹収入は7割が卸売市場により流通することから、周りの市町村が千早赤阪村と同じ種類の作物を作ることが、千早赤阪村にとって収益事業として成り立っていくのか、すごく心配することばかりです。他の市町村になく、本村だけが取り組む事業であり施策であれば心配することはありませんが、既に差がある中で、周りの市町に打ち勝っていく、この競争に打ち勝っていく、この事業は大丈夫なのかと心配しております。

これまで、あらゆる場面で大阪府と連携を取ってきた結果が今です。そろそろ大阪府に頼ってばかりの連携ありきの村政を脱却し、もしくは連携を取るというのであれば、徹底して担当部署に通い、南河内農と緑の総合事務所や大阪府の担当職員とより深い、実行可能な連携事業にすべきと考えます。

これまで、予算計上以外に実際負担が大きくなった事業が本村には多くあります。農と緑の活性化ビジョン（案）が観光を目的として収入を得るものなのか。農業生産量を増や

すという目的なのか。目的を明確にし、財政が苦しい本村では、最小限のコストで最大限の結果を出さなければなりません。これまでと違い、結果を出して村の存続を行う、村長の舵取りが最大のポイントです。

これからますます高齢化が進む本村で補正予算を組みながら、手探りでこの10年間を過ごしていくわけですから、言葉ばかりの連携ではなく、覚悟を、そして責任を持って結果を残していただきたいと思います。

再度お聞きしますが、このちはや園地を含めた2か所の連携によるこの事業が成功する確率やエビデンス、こういったものが十分確保されているのでしょうか。お答え願いたいと思います。

○田村議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 答弁申し上げます。

人口減少や高齢化が続く中、この地域を活性化させていくということは村政を担う私の使命であり、最重要施策と考えております。

そのため、先ほど担当部署が答弁しました地区向けの説明会に向けましても、私自身が参加し、地権者にビジョン（案）実現への理解と協力を求めました。説明会では地権者の皆様から、現在の営農状況や将来の見込みなど、生の声をお聞きすることができ、大変有意義なもので、これらの貴重なご意見を今後の事業推進に生かしてまいりたいと考えております。

事業の実効性につきましては、ビジョン（案）では令和9年度までを短期、令和12年度までを中期、令和13年度以降を長期に分類するとともに、活性化に向けたロードマップを明確にしておりますので、私が構成メンバーとなっております農と緑の活性化推進会議において、しっかりと進捗管理を行ってまいります。

また、ビジョン（案）においては、本事業を進めていく上で目標数値を掲げており、現状の数値を基本に10年後に目指すべき目標を設定しております。この数値目標を達成すべく事業展開することで、事業の適正な進行管理を図ることができ、事業の実現の可能性を高めていきたいと考えております。

まずは、この目標に向かって積極的に取り組んでいき、その中で適宜事業の見直しも含め、より効果の高い取組を推進してまいります。

本村の活性化については積年の課題であり、簡単には進みませんが、まずは村民の機運醸成と合意形成を図ることが最重要と考えており、そのために機動的に補正予算を編成しながら、着実に進めてまいりたいと考えております。

なお、先ほど議員ご指摘の「大阪府に頼ったばかりの村政を脱却すべきでは」というご

意見がありましたが、今回の農と緑の活性化に限らず、これまでも大阪府の補助制度の活用や広域連携による事業推進など、様々な分野において大阪府や近隣市町との連携協力により、今日の村政運営を維持・充実させてきました。

今後も将来にわたり安定的に住民サービスを提供し、本村域を発展させていくには、引き続き大阪府や近隣市町との連携協力は不可欠であり、大阪府からの脱却ではなく、さらに積極的に連携・協力を推進すべきものと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長 2問目の質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 ありがとうございます。

農と緑の活性化ビジョンは、連携と脱却という問題ではなく、言葉ではそうですが、大阪府と連携を取って、交付金はもらえるものはもらって、それに依存して今まで来たわけですから、それが悪いとは思いません。ただ、村としての独自の方針は持っていて、こうやってやっていこう、それに対してどの部分を大阪府と協働で働いていくか、ということが必要になると思いますので、この協働で村自身がやっていくという信念、そして理念が村の財政にも大きく影響していきますので、よろしく検討していただきたいと思います。

その財政について、次の質問に移らせていただきます。

村の財政は、令和11年度に収支が逆転し、令和19年度には村の財政調整基金が0になるということが予測されております。交付金に頼るばかりでなく、村が存続をかけて対策を練ることが急務だと、私は考えております。

少しでも財政を確保するためには無駄遣いをやめて節約するか、新しい事業を行って利益を確保するか、この2つの方法しかありません。当然、行政としては一緒になって頑張っていくしかないと思いますが、村の方針としてはどういう方策で、どういう対策を考えているのかをご説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田村議長 答弁者、西井副村長。

○西井副村長 「本村の財政状況について」、ご答弁申し上げます。

本村の財政状況につきましては、直近の令和6年度決算において、収支の黒字を維持したものの、本年3月に作成した中長期財政シミュレーションでは、令和11年度に収支が赤字に転じ、令和19年度には財政調整基金が枯渇する厳しい見通しとなっております。そのため、持続可能な財政運営を行っていくためには、歳入の確保と歳出の抑制を着実に進めていくことが重要であると認識をしております。

まずは、現在作業を進めております令和7年度決算における収支状況を注視しながら、

令和８年度当初予算に計上した財政調整基金の取崩額を可能な限り圧縮できるよう、年度を通じて経費の節減に努めてまいります。

あわせまして、新たな財源確保に向け、企業誘致に係る条件整備やふるさと納税の拡大に取り組むとともに、過疎対策事業債などの有利な地方債や国・府支出金などの特定財源を最大限利用することにより、引き続き財源の確保を図ってまいります。

また、事務事業の評価を踏まえた事務事業の見直しに加え、公共施設の在り方についても検討を進め、施設の集約化・複合化・長寿命化などに取り組むことで、将来的な更新費用の抑制や維持管理経費の縮減に努めてまいります。

その上で、今年度におきましても、令和７年度決算をベースとした中長期財政シミュレーションを公表し、その結果を十分に踏まえながら財政運営に努めるというサイクルを今後も継続してまいります。

○田村議長 再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 ご答弁、ありがとうございます。

これまでも、村の財政状況が厳しく、数年で財政調整基金が枯渇することは予測され、広報でも報告されてまいりました。

自主財源を増やす目標を挙げ、ふるさと納税や企業誘致に関しても以前から予算が取られたりしていましたが、残念ながら結果が出ておりません。短期間で自主財源を確保することは不可能とっていいほど難しく、にぎわいづくりや道の駅を充実させたからといって、簡単に自主財源が増えることはありません。長く同じ施策を掲げ、目標があっても実現できなかった現状を脱皮するには、これまでと異なる切り口で解決策を考える必要もあると思います。

本来ならもっと早くに枯渇するはずだった財政は、コロナ感染症の流行によって、全国どの自治体も補助を受け、延命できました。これは千早赤阪村のみだけではなく、全国同じ条件です。

こういったことを、本村の住民の方々はあまり認識されておられません。現在は本来の財政状況に、あと１０年後には村の財政基金が０になり、節約してやりくりをしている、減らさないようにしているということを住民に知らせることが必要ではないでしょうか。

大阪府からの交付金ありきの財政状況、頼らないといけないところは頼っていいと思います。ただし、問題なのは、住民の皆さんが財政状況を十分に理解されていないということです。いろんな提案ごととか、いろんな今回の７０周年記念にしても、湯水のようにお金があると、財政が豊かであると錯覚していらっしゃる村民の方も、やっぱりいらっしゃ

います。財政状況を積極的に村民に分かりやすく説明し、現状の財政を理解していただかないと、何を進めるにも意見対立が起こると思います。

農と緑の活性化ビジョン（案）も、これから補正予算が組まれていくはずですが、何かしないと収益がつかないことも理解し、事業を行うことにも賛成いたします。ただ、お金の使い方、計画の進め方が問題だと感じます。

本当に村民の方々が財政状況を理解して、そして協働の精神で、行政、そして村議会議員、そしてみんなで協力し合って経済対策を行えるような、そういった協働の精神を今こそ発揮すべきだと思います。

住民に対しての行政からの積極的周知が必要だと思いますが、村の考え方をお示ください。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 本村の財政情報の公表につきましては、地方自治法第243条の3におきまして、毎年2回以上、財政状況を住民に公表することが義務づけられておりまして、住民の皆さんに分かりやすく示すことは、行政運営の信頼を高める上で、極めて重要と認識しております。

村では、法令で公表を義務づけられている情報に加えまして、以前より財政シミュレーションの結果を議会へ報告するとともに、ホームページでも公表しております。今後も広報紙やホームページ等を通じて、住民の皆様へ財政状況を分かりやすくお伝えしてまいります。

○田村議長 再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 ありがとうございます。

財政シミュレーションの厳しい結果について、役場は過去から丁寧に発信されてきたと思います。ただ、村民の方に、なかなか危機感が伝わっておりません。あおるわけではありませんが、やはり村内で地域食堂や喫茶など、いろんな活動に参加してきて、その活動の中で、多くの村民の方は実感として、まだまだ村政はそんなに逼迫してないとおっしゃる方も大勢いらっしゃいます。言葉は悪いですが、何かあったら大阪府が助けてくれる、交付金を持ってきてくれる。そういった簡単な考え方をもたれている方も多くいらっしゃいます。

やはり基金が枯渇して、村全体で対策を練っていかないというのであれば、行政だけの力でなく、村民の協力があってこそ、この数年先を見据えて、遅いぐらいだと思いますが、村民一体で、住民一体で考え直す時期ではありませんか。

村が現状のまま推移すれば、財政シミュレーションの結果どおり、村政運営は年々厳しさを増し、遅かれ早かれ立ち行かなくなってしまうのではないかと大変危惧しております。

先ほど答弁いただいた議会や広報紙、ホームページを介した説明ではなかなか伝わりません。役場が住民説明会をわざわざ開かなくとも、今回は農と緑の活性化ビジョン（案）の中でワークショップをしたり、いろんな形で住民の人と対面で話をする機会も多くあると思います。70周年記念事業に関しては、もっとより多くの住民の方と接する機会もあると思います。この機会を利用して正しい財政難を住民に理解していただいて、将来、不安定なことでも、あおることなく、こういった節約できるもの、簡素化できること、反対に増やしていかなければならないことを伝えるべき時期ではないでしょうか。

特定の方々の知識と会話しか届かない現村政に、もっともっと住民の目線の意見交換の場が必要ではないでしょうか。村民はたった4,500名です。より分かりやすい説明で村の現状の説明を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 議員がお示しの住民説明会、または意見交換の場でございますが、行政が施策の内容や必要性、その背景を丁寧にご説明を差し上げ、住民の皆様から理解をいただくとともに、ご意見やご不安の声を直接伺う非常に大切な場であると認識をしております。

一方で、今回の財政シミュレーションは、財政状況を分かりやすく示すことで住民の理解と協力を得ながら、まちづくりなどの施策を行うための手段の1つであると考えてございます。そのため、財政シミュレーションのみの住民説明会を実施する考えはございませんが、自治体の在り方検討やにぎわいづくりなど、中長期的に地域に影響を及ぼす施策につきまして、アンケート調査や説明会などにより直接住民様の声を聞く機会には、財政シミュレーションの結果についても併せてご理解いただきまして、住民の理解と協力を得られるように努めてまいりたいと思います。

○田村議長 それでは、3問目の質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 副村長、ありがとうございます。

村民一体となって、行政も一緒になって、この危機を何とか乗り切って、楽しい活発な千早赤阪村になるように願っております。

そして、この村の財政状況が厳しい中、改善すべき点が幾つもあります。その中で3問目の質問に選んだのが、配食サービスの在り方についてです。

配食サービスの在り方について質問をさせていただきます。

食の自立支援配食サービス事業は、在宅の高齢者や障がい者の方々が健康で自立した生活ができるよう、栄養のバランスの取れた食事を提供するとともに、配食時に安否確認を行うという重要な役割を果たしております。

この配食サービスは、利用上限を今、週3回、月12回とし、1食当たり750円のお弁当として提供されています。750円のうち、利用者負担は350円、あと400円は村が負担し、ボランティアの方々の協力によって配達されているのが現状です。

高齢化が進む本村では、この配食サービスの利用者は今後増加する見込みです。当然、村の経済負担も大きいですが、それよりも問題になるのが、届けていただくための人員と手段です。高齢者が高齢者のためにボランティアに参加することは、村の共助の精神ですばらしいことではありますが、高齢になった配達者の安全面や負担面を考えると、現在でも大きな問題になっていることが分かります。

この配食サービス事業は、社会福祉協議会が主になって行われておりますが、経済的な資金繰りとボランティアの確保など、かなりの負担になっていると考えられます。配食サービスについて、今後の対策を質問したいと思います。

○田村議長 答弁者、中野部長。

○中野民生部長 今後の配食サービスについてご答弁申し上げます。

本村では、本事業を社会福祉協議会に委託し、配食ボランティアの皆様のご協力により、配食サービスが実施されております。

令和7年度末の利用者数は41名で、前年度より11名増加しております。一方、配食ボランティアの数は54名で、前年度より5名減少しております。

高齢化の進展により、今後利用者の増加が見込まれる中、新規のボランティアの確保が難しくなってきており、配送体制の維持が困難になりつつあります。

今後も事業を継続していくためには、ボランティアで対応が困難な地域では、シルバー人材センターの活用や民間事業者への委託なども検討していく必要があると考えております。

今後とも社会福祉協議会と連携を図りながら、持続可能な配食サービス体制について検討を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 この配食サービスは平成28年から始まっております。安否確認を含め、健

康寿命延伸の手段として、食生活を支援する役割は実に大きく、食環境向上のためにもぜひ続けてほしい事業だと思っております。

ただ、この財政の一部は介護保険料によるものも含まれており、本村だけでなく、全国の要介護者は２０１０年に２１８万人であったのが、２０２５年には７０８万人となっており、２０３０年には９４２万人となることが予想されております。

本村も同じように多くなっていております。当然、全国的に配食サービスの対象者が増え、自治体の負担が大きくなっているところが、どこも同じようにあります。配食サービスの利用原因は買物難民、調理困難者となっており、７５歳以上の方たちが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続ける体制づくりとして、今後、地域包括ケアシステムの構築を村独自で考えなければ、十分な住民サービスが続かなくなるということが懸念されています。

介護保険料は自治体によって大きく異なります。本村のような高齢者や要介護者が増える自治体は介護保険料も高くなる一方です。今後はボランティアに頼るばかりでなく、民間配食のサービスも考慮し、長く続けていける仕組みを考え、備えるべきではないでしょうか。

また、この配食サービスに似た「ヤクルトの配食」、これも高齢者サービスとしてこの村で行われております。このヤクルトの配食事業は、行政が関わるサービスでないことを、住民の方々はしっかり理解されておられません。これまでどおり、このヤクルトの配食の仕組みを続けるのが望ましいものかどうか。住民サービス、高齢者サービスは社会情勢を考えて負担のない住民の均等なサービスになるように、そういった福祉づくりを行ってほしいと思っております。

こういった福祉の住民サービスを一度考えるということはいかがでしょうか。

○田村議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野民生部長 配食サービスは単なる食事の提供ではなく、利用者の栄養管理や食べる楽しみによるフレイル予防、また、定期的に手渡しで食事を届けることにより利用者の健康状態を確認し、異変の早期発見や孤立死を防ぐための重要なセーフティネットであり、社会情勢に合った住民サービスの見直しにつきましては、１つの事業に特化するのではなく、村全体の行財政改革の取組の中で、適切に判断していく必要があると考えております。

そのような中、配食サービスにつきましては、現在、複数の民間事業者がサービスを展開されておりますので、行政と民間事業者との役割分担の観点からも、適切なサービスの在り方について検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 配食サービスへの考慮をしていただけるということ、私どもも皆さん、住民の方も一緒になって、いい形で続けられるように進めてまいりたいと思います。

本村に限らず、高齢化率の高い市町では、医療・福祉・介護が一番手間とお金がかかります。現状を維持することも重要ですが、社会情勢や生活環境、物価高、いろんなことを加味して適切な対策へ変えていかないと、住民の方々が満足できるサービスにつながらないと思います。住民の方々が行政に何を希望し、どう評価しているのか、正しい判断を知っていただき、もっと高齢者が望むサービスを受けられるような村づくりをお願いしたいと思います。

医療・福祉・介護はすぐには結果が出ません。5年先を見据えた施策を徐々につくりあげていくべきです。

これは住民サービスは介護・福祉ばかりでなく、移動手段である地域交通、役場での事務手続、確定申告など、これよりより広い範囲で考えなくてははいけません。行政職員の方々は若くて、車の運転も不都合にならないと感じておりますが、住民の方々は多くの不都合を感じていることを再確認していただき、望ましい対策をお願いしたいと思います。返答は要りませんので、ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

○田村議長 これで一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じ、散会します。

皆さん、お疲れさまでございました。

午後2時49分 散会

令和8年第2回千早赤阪村議会定例会（第3号）

1. 招集年月日

令和8年6月19日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1 番 田 村 陽

5 番 畑 智恵美

2 番 井 上 浩 一

6 番 尾 崎 充 宏

3 番 中 野 智 子

7 番 建 石 和 則

4 番 南 本 齋

4. 欠席議員

な し

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 菊 井 佳 宏

民 生 部 長 中 野 光 二

副 村 長 西 井 秀 孝

産 業 建 設 部 長 下 休 場 健 司

教 育 長 大 門 和 喜

教 育 課 長 尾 谷 浩

地域活性化推進担当部長 日 谷 順 彦

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 柏 原 美 佳

議 会 事 務 局 書 記 坂 本 由 希

7. 議事日程

日程第 1 議案第29号 千早赤阪村印鑑条例の改正について

日程第 2 議案第30号 令和8年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）

日程第 3 請願第 1号 年金の毎月支給を求める意見書提出に関する請願

日程第 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

追加日程

日程第 1 議案第32号 令和8年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号）

午前１０時００分 開会

○田村議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

初めに、６月１６日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

建石議会運営委員長。

○建石議会運営委員長 ６月１６日に開催しました議会運営委員会において、最終日の議事運営について審査しましたので報告します。

議事日程（第３号）をご覧ください。

日程第１、議案第２９号から日程第３、請願第１号までは一括議題とし、村づくり常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に予算常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行ったのちに、１議案ごとに討論、採決を行うことに決定しています。日程第４、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件の採決を行います。

以上です。

○田村議長 ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長 日程第１、議案第２９号千早赤阪村印鑑条例の改正についてから、日程第３、請願第１号年金の毎月支給を求める意見書提出に関する請願までの３件を一括議題とします。

各案件は６月４日の本会議において、各常任委員会に付託していましたので、その結果を順次報告願います。

村づくり常任委員長の報告を求めます。

尾崎村づくり常任委員長。

○尾崎村づくり常任委員長 それでは、村づくり常任委員会の報告をします。

去る６月４日の本会議において付託を受けました案件２件の審査を行うために、６月１０日に菊井村長ほか、関係職員の出席を求め、委員７名出席のもとに開催しました。

議案第２９号千早赤阪村印鑑条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、審議を終結した後、採決しました。採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

請願第１号年金の毎月支給を求める意見書提出に関する請願の審査結果を報告します。

提出案件について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結

した後、採決をしました。採決の結果、賛成 2 人、反対 4 人で本件は不採択とすべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会議録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田村議長 ありがとうございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

次に予算常任委員長より報告を求めます。

南本予算常任委員長。

○南本予算常任委員長 それでは、予算常任委員会報告をいたします。

去る 6 月 4 日の本会議において、付託を受けました議案 1 件の審査を行うため、6 月 10 日、菊井村長ほか関係職員の出席を求め、委員 7 名出席のもと、開催をいたしました。

議案第 30 号令和 8 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 号）の審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決いたしました。採決の結果、賛成 4 人、反対 2 人で本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で、委員長報告を終わります。

○田村議長 ありがとうございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第 29 号千早赤阪村印鑑条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第２９号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

南本議員。

○南本議員 議案第３０号令和８年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１号）に対する修正動議を提出いたします。

○田村議長 動議が提出されましたので、暫時休憩いたします。

再開は議会事務局より、後ほどご連絡いたします。

午前１０時０８分 休憩

午前１０時３０分 再開

○田村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

令和８年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１号）に対する修正動議は、地方自治法第１１５条の３の規定により成立していますので、よってこれを本件と併せて議題とし、提案者の説明を求めます。

南本議員。

○南本議員 議案第３０号令和８年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１号）に対する修正動議について、地方自治法第１１５条の３の規定により提出いたします。

それでは、内容を説明いたします。

まず、資料２枚目をご覧ください。

議案第３０号千早赤阪村一般会計補正予算（第１号）の一部を次のように修正をいたします。

補正予算（第１号）の１ページ、第１条中、歳入歳出予算３，６９６万２，０００円を３，０４３万２，０００円に、また、総額４３億３，６２６万１，０００円を４３億２，９７３万１，０００円に改めるものでございます。

第１表の歳入歳出補正予算の修正についての詳細は配付の資料をご覧ください。

修正案の根拠につきましては、６款商工費、１項商工費、３目観光費、農と緑の活性化推進事業費６５３万円を減額するものでございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

私は本年３月議会の当初予算に対し、修正動議をいたしました。その際に発言しました

のは、農と緑の活性化推進事業費としてホームページ作成委託料と情報発信支援業務委託料を合わせた681万4,000円に対して、活性化のために何をどのようにしていきたいのか、具体的に示されておらず、これでは費用対効果を求めることはできないと考え、併せて活性化につながるとは思えないため、削除する修正を提出した次第です。

しかし、3月議会終了後に農と緑の活性化ビジョン（案）が示され、今回、農と緑の活性化推進事業費として653万円が計上されています。しかも、構想図作成委託業務の積算根拠や具体的な内容も提示されておらず、当該事業の総額は1,348万円と非常に高額になっております。

当該事業はこのような進め方で村民の皆さんのためになるのか。また、皆さんが望まれる事業として成立するのか。そして、何よりも村が自立できる一步になる事業なのかと疑問に思いますし、また理解もできかねることから、歳入歳出経費を削除する修正を行うものです。

ご審議をお願いいたします。

○田村議長 これより、修正案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長 質疑がないようですので、これで修正案に対する質疑を終結します。

議案第30号令和8年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）及び修正案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論あり」の声あり）

○田村議長 討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に賛成で、修正案に反対者の発言を許可します。

井上議員。

○井上議員 議案第30号令和8年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）の原案に賛成をし、修正案に反対の立場から討論をいたします。

本議案に計上されております農と緑の活性化推進事業は、千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）に基づき、楠公誕生地周辺エリアの活性化に向けた具体的な取組を示す基本構想を策定するものでございます。

ビジョンは将来目指す姿を示すものであり、基本構想はその実現に向けて何を行うのかを具体的に示すものでございます。今回の補正予算案は、行政が策定したビジョンを基に、村民や各種団体、事業者の皆様とのワークショップ、さらには民間事業者へのサウン

ディング調査などを実施し、多様な主体と共に地域づくりを進めるための重要な経費でございます。

楠公誕生地周辺エリアの活性化は長年の課題であり、その指標について、様々なご意見があることは当然でございます。

しかし、私が最も懸念するのは、議論が停滞し、何も前に進まない状態に陥ることでございます。まずは村民の信託を受けた菊井村長の考えを基本として取組を進め、その過程において村議会や村民からの意見を踏まえながら、必要な軌道修正を図っていくべきであると考えております。行政の取組をただ止めてしまうのではなく、議会として主体的に関わりながら、よりよいものへと導いていくことが重要でございます。

また、所要額の約半分は大阪府の補助金を活用する予定であり、さきの一般質問を聞いていますと、ビジョンに基づく取組には大阪府の市町村振興補助金の配分も期待をされることから、村財政への負担軽減にも配慮した事業となっております。

今後は村民をはじめ、様々な関係者の声を丁寧に聞きながら、1つでも多くの取組が実現をされ、本村の発展につながることを強く期待するものでございます。

また、一言申し添えさせていただきますと、やはり一般財源もそれなりに投入されるということでございますので、その辺は重々よくご判断、また熟慮をされて、村民のためによりよき事業を行っていただきたいと思います。

以上の理由により、私は議案第30号に賛成をし、修正案には反対するものでございます。

○田村議長 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可します。

中野議員。

○中野議員 議案第30号令和8年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）に対して、原案に反対し、修正案に反対の立場から討論させていただきます。

今回の楠公誕生地周辺の活性化基本構想の作成業務の予算については、もう少し精査し、提案すべきと思い、原案に対して反対をいたしました。

原案に対して反対した理由は十分な検討、そして検証がなされていないと感じたからです。650万円の予算の中で、ワークショップやサウンディング調査など、かかる経費を説明いただきましたが、もっと精査して経費を下げる努力の余地があると判断させていただきました。

しかしながら、この道の駅の周辺は、随分前から整備しようという計画がありましたし、前村長におかれましては、周辺の土地を購入して開発しようと考えておられたことも知っております。

私はにぎわいづくりを行うことは賛成しております。今、村民の人数が減っていく中で、今でしかできないこの活性化ビジョン（案）を予算を取って進めていくことに異議はございません。農の活性化ビジョン（案）を進めるに当たっては、行政と議会がもっと連携を取って前に進めていかなければと思っております。今の状態では、議会、そして行政、そして民間の方々とも連携不足だと私は感じております。今後、進捗状況などを暫時教えていただき、その都度コミュニケーションを取っていただければ、我々議員も積極的に協力しますし、村として必ず結果を残さないといけないものだとは認識しております。

目標事業は予算なしでは取り組むことができません。南本議員の出された、全額予算をカットするという修正案には、事業の遅れが出て発展性が見えないので、今後の村のことを考えれば、私の考え方とは全く異なりますので、修正案については反対させていただきます。

以上、原案に反対し、修正案に反対する理由です。

○田村議長 次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

畑議員。

○畑議員 議案第30号令和8年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）に対する修正案に対して賛成、原案に対して反対の討論を行います。

原案で提案された楠公誕生地活性化基本構想作成業務委託料等の増として計上されている農と緑の活性化推進事業費653万円を削除する修正案に賛成いたします。

そもそも3月末に発表された農と緑の活性化ビジョン（案）は、3月議会でもその内容を何回か質問いたしましたが、第5次総合計画に沿ったものとの答弁だけで、最後までその具体的内容は明言されませんでした。そして3月末にいきなり提示されたものです。つまり、議会のみならず、村民の意見を吸い上げる努力等は全くなされておられません。村民軽視、議会軽視で、かつ大阪府主導でつくられたビジョン案であると言えます。

さらに、その中の楠公誕生地周辺の活性化案では、駐車場やトイレが近いという理由での観光農園ありきの構想であり、周辺土地所有者に対してもそのような説明を実施されております。そもそも物価高騰、資材高騰の中で、観光農園のハウスに必要な設備を整えるだけでも莫大な費用の投入が必要となります。その後の維持・管理にもかなりのコストがかかると想定されます。今、村でそのような投資をして、本当に収益が上げられる事業として発展・定着するという見通しはあるのでしょうか。手を挙げる農業法人はあるのでしょうか。初期投資、維持費の負担だけが重くのしかかってしまうのではないかと危惧されます。

大阪府の南河内農と緑の総合事務所の事業案では千早赤阪村だけではなく、近隣市町に

も同様の働きかけを行っており、新規就農者の初期投資には最大4分の3を補助する、認定農業者には設備・機械などに3分の1補助を掲げています。税金投入で、大規模開発に取り組む農業法人を呼び込むことが目的かと推測されますが、千早赤阪村でそのような事業展開をするメリットが本当にあるのかどうかに関する十分な検討もなされていないように思われます。

原案は観光農園を中心とした構想をつくり上げるための補正予算であり、コンサル会社への委託料がそのほとんどを占めています。さらに、その中には村民意見を反映させるためのワークショップ、具体的には村民向けの勉強会、ワークショップの開催として68万2,000円が計上されています。その内訳の中ですね。村民を対象とした勉強会、ワークショップを年3回開催するに当たり資料作成を行い、ワークショップに出席し、意見収集と取りまとめを行うということで、3回分、68万2,000円が計上されております。しかし、この内容に対して質問しますと、広く村民の意見を吸い上げるためのものではなく、限られたメンバーで、3段階で内容を深めていく。最初に課題を出して、そこでそれをたたいて最終的な案にしていくという3段階であるという説明を受けました。こちらについても、大阪府が準備した想定の範囲内で行われるというふうに推測できます。つまり、村としての独自性やよさをどこに見出すのかというビジョンが全く見えないまま進められようとしている。この取組は適切ではないと考えます。

さらに、ビジョンの中で示されている、ちはや園地と道の駅の一元管理委託の考え方についても、村にとってメリットがあるようには思えません。大阪府が責任を持つべきちはや園地へのアクセスは登山道のみであり、今後に向けても大きな課題があります。アクセスに関して大きな課題があります。さらには、今後登山を楽しむ人たちの多くはちはや園地が目的ではないということも明らかです。

楠公誕生地周辺のにぎわいづくりと、回遊していただく、循環していただくというふうに無理に結びつけようとしていること自体、既に矛盾があるように感じております。

5月31日に大阪府の企画で、ちはや園地において開催された、ちはやの森ワクワクフェスのイベントでは、ちはやあかさか道の駅で使える景品引換券も抽せん、配布されたようですが、その効果がどの程度出ているのか、経費と効果の両面から検証していく必要があるというふうに考えております。加えて、このイベントは千早赤阪村ではなく、ミヤクミヤクと吉村知事ファンが集う取組になっておりました。一過性のものであるように思われます。

今必要なのは何か。この農と緑の活性化ビジョン（案）が本当に村民が願い、未来に向けて村の特徴やよさを反映させたものになるかどうかについてであり、村民の間での議論

を高めていくことであるというふうに考えております。その結果、生まれたビジョンであれば、非常に意義があると言えます。その後に補正予算を提起していただければよいというふうに考えます。

そのような労力を費やすことなく、安易に大阪府主導のビジョンを業者委託で進めていくことになる原案には反対いたします。そして、その取組方を再検討する必要があることから、修正案に賛成する討論といたします。

以上です。

○田村議長 ほかに討論はありませんか。

(「討論あり」の声あり)

○田村議長 分かりました。

次に、原案に賛成で、修正案に反対者の発言を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 議案第30号令和8年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）について、原案に賛成、修正案に反対の立場から討論いたします。

本予算案は、障がい福祉システム改良委託料の増、保健センター事務室設備改修工事の増、配水管接続工事に伴う消火栓工事負担金の増、小・中学校管理運営事務費の増など、いずれも本村の行政運営にとって必要な事業に係る補正であります。また、農と緑の活性化推進事業は、大阪府としっかり連携を取った上で進められているものであります。

先月より、金剛山ちはや園地にて、ちはやの森ワクワクフェスが開催されました。オープニングデーは、吉村洋文大阪府知事が多忙にもかかわらず、万博デザイナーである忽那裕樹氏とトークショーを開催していただきました。また、万博公式キャラクターであるミャクミャクも登場し、ご来場いただいた方々も大いに楽しまれたことだと思います。本村からも観光協会や森林組合などの出店もあり、先日発行された応援商品券の利用もできました。まさしく、府と本村との連携・協力があったからこそ、この実現ができ、イベントがあったと高く評価しております。

また、ワクワクフェスの会場に設置されていたアンケートボードによりますと、来場された方のほとんどは大阪府内から来られた方々でありました。その点を見ても分かりますように、千早赤阪村の観光事業は同時に大阪府の観光事業です。大阪府との連携が必要不可欠であることは言うまでもなく明らかであります。

さらに本村の脆弱な財政事情を勘案すれば、本村単独で進めるよりも、府の支援の元に、府と協力し事業展開を図るほうがより充実したものとともに、事業の成功確率は高まると期待しています。

よって、私は原案に賛成、修正案に反対するものであります。

以上です。

○田村議長 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可します。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

南本議員。

○南本議員 それでは、議案第30号令和8年度一般会計補正予算（第1号）について、修正案に賛成、原案に反対の立場から討論をさせていただきます。

農と緑の活性化ビジョン（案）の内容について、一般質問でも経緯などを伺いましたが、内容が村民の皆さんのプラスになっていないこと、そして当該事業のビジョン案は、村で考えた上で作成されていないことが原案に反対する最大の理由です。

令和8年3月、当初予算でホームページ作成委託料と情報発信支援業務委託料、そして今回の補正予算で構想図作成委託料、合わせて1,324万9,000円と、委託料が非常に高額になっております。各委託業務の内容について説明を聞かせていただきましたが、内容の1つ1つが点、点としており、線として結びつかない。つまり結果を見出せない内容となっております。なぜなら、これらは全て大阪府主導で進めていただいているもので、村民の皆さんの生活の状況を踏まえた上での内容となっていないからです。

現行の案では、村はにぎわいの場となる場所を提供する形にしかすぎず、本来は本事業を行うことで、税収入と農家さんの収入が向上し、人々が集まる形をつくっていく必要がございます。そのためには、やはり大切なのは村民の皆さんの生活状況を熟知している村が主体となり、村民の皆さんのための将来を考えた事業として進めていくことではないのでしょうか。

村独自の考え、全く見えてきません。厳しい財政状況の中、村が本当の意味でのにぎわいづくりを考えているのであれば、委託業者に高額な費用を支払う必要はないはずです。国からの特別交付税措置として590万円を受けられる地域活性化起業人制度を最大限に活用するべきではないでしょうか。今まで村に来ていただき、活気づいていた企業様も今は村には誰もおられません。この制度を活用すれば、かなりの効果を得ることができると考えます。

また、令和6年度に村内9地区の農業従事者の方々に集まっていただき、農業の現状についての多くの意見をいただきました。これらの意見を集約して、令和7年3月に地域計画が策定されています。このときの内容を有効に活用し、村の農業の将来にとって何が必要であるのか、何が不足しているのかを、せっかく集めた貴重な生の意見を用いて、いま

一度、真剣に考えるべきではないのでしょうか。

農業従事者の平均年齢は、推測するに70歳をゆうに超えておられます。免許を返納しないといけない年齢の方々が、早朝から農作物を近隣のスーパーや道の駅に出荷され、夕方には余った商品を引き取りに行っておられます。これは毎日のことで、農作業に加えて本当に大変なことだと私は思います。これらを解決するためにも、また地産地消の意味も含め、楠公誕生地周辺のにぎわいづくりをいま一度見直し、村の農産物の生産者も消費者も楠公誕生地に集まれるシステムを構築する。これが本当の意味での村の一番のにぎわいづくりではないのでしょうか。

高齢者が多い農業の村として、生産者と消費者をつなぐことで地場産業の再生につながります。人が集まる好循環を生み出せば、農業が産業として十分に確立されます。そうすれば企業も村にやって来たいとなるはずです。これらにより、現在、一般財源の12%程度の税収入も向上していき、村内の様々な課題を少しずつでも解決できる糸口になる。これが本来の村が主体となるべき取組、活性化プランの基礎ではないのでしょうか。そして、村民の皆さんの思いを形にできるプランだと私は考えます。

話は変わりますが、先日、全員協議会で教育委員会より、未来プランの進捗状況と今後についての説明がございました。

賛否は別としまして、説明資料の冒頭で表示されたのは、「未来に挑戦!」、「向かい風でも行く、追い風を待たない」。宇宙飛行士の向井千秋さんの名言とされている言葉です。これは大門教育長の今の心情そのものを表現されたものではないかと私は感じました。ご自身の考えに基づいてここまで進めてこられ、大阪府教育委員会から提案されたものではなく、千早赤阪村教育長として、リーダーシップのもと、覚悟を決められてのプランではないのかと私は思います。

現在の村政運営には、このような自身の考えに基づいて基礎のプランを打ち出し、村の将来像を描く姿勢が全く見受けられません。村の将来を考えてといわんばかりに丸投げするような委託は、村民の皆さんの現状と合わないはずです。聞き取りをし、調査をし、思いを伺い、そして共に考える。点を線でつなぐ作業、そして線を面に変える作業を役場が担ってこそ、村民ファーストの事業と言えると私は思っております。

私は3月議会において修正動議を行いました。今回も行っていますが、ご理解をいただきたいのは、何でもかんでも反対をしているわけではございません。村民の皆さんからお預かりしている大切な税金の使い道に対して、村民の方々の意見、思いが十分に反映されているのか、そして村の将来にとって有効な使われ方をしているのかを深く考えて行っております。

今回の農と緑の活性化ビジョン（案）を実行することは、村の将来にとって大きく関わることです。村としての姿勢や考えを明確にした農と緑の活性化ビジョン（案）を再度お示しいただき、持続可能な自立した村にするため、大阪府に協力いただける予算の立て直しをぜひお願いし、修正案に対しての賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○田村議長 ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

まず、本案に対する南本議員より提出された修正案について、起立によって採決をします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成2名 反対4名）

○田村議長 起立少数です。よって、修正案は否決されました。

次に原案について起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

（賛成3名 反対3名）

○田村議長 以上のとおり、賛成、反対が同数であります。よって地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

議案第30号について、議長は原案可決といたします。

次に、請願第1号年金の毎月支給を求める意見書提出に関する請願に対する討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論あり」の声あり）

○田村議長 討論がありますので、これから討論を行います。

まず原案に対する反対者の発言を許可します。

中野議員。

○中野議員 年金の毎月の振込みに関しての請願申請に反対させていただきます。

反対理由について説明いたします。

まず、年金受給者が全国で約3,500万人おられます。年金は2か月に1回、1年間に計6回振り込まれておりますが、これを毎月の振り込みにすると、振込手数料だけで経費が増えます。年金に関しては、非公務員型特殊法人が複数の金融機関に委託して受給される仕組みとなっております。年金は、現役世代が納めた保険料をそのまま年金受給者へ

支払う方式が取られておりまして、振込手数料に関しましては、年金積立金の運用益と国の負担金、税金が使われております。今回の提案の振込み回数にこだわるのではなく、低年金の受給者に対しては、少しでも年金機構の積立金を減らすような対策は取るべきではないというふうに考えます。

年金から差し引かれる社会保険料、所得税額、復興特別所得税、個人年金、住民税、森林環境税など、実際の通知書には書かれていないような額をいかに抑えるかが必要ではないでしょうか。よって、年金の毎月の振り込み請願に反対させていただきます。

○田村議長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

畑議員。

○畑議員 全日本年金者組合大阪府本部千早赤阪支部より提出されました年金の毎月支給を求める意見書の提出に関する請願に対しての賛成討論を行います。

年金受給者は現在、約3,700万人とされています。そのうち、年金額を主要な収入源として生活する高齢者はおよそ6割であり、かつ月額15万円未満の人が6割以上となっています。今年度も実質年金額は目減りしており、多くの年金受給者が苦しい生活状況であることは大きな課題となっています。年金のマクロスライドをやめ、年金支給基準を引き上げるとは喫緊の課題でもあります。これらの問題に対しては、年金制度の在り方を含めて、若者や現役世代が老後に安心感を抱けるような制度として、検討を深めていく必要があります。そして、これらの議題には多くの時間を必要とします。

しかし、この請願の趣旨は年金の毎月支給です。年金受給者にとって、年金は労働者の給与に当たるものであり、労働基準法では毎月支給することが義務づけられております。家賃や光熱費等の支払いも月単位であり、生活設計は1か月単位で組み立てられるものです。年金を受給している村民から毎月支給してほしいという声をあまり聞かないとか、2か月に1回で慣れているからそのままよい、あるいは振込手数料が倍になり経費がかさむのはマイナス、振込手数料負担を増やすなら年金額アップに回すのがよいなどの意見が常任委員会では出されましたが、これらの意見は、いずれも生活設計が1か月であることが当たり前の生活者としての権利が阻害されていることへの理由にはなりません。

欧米諸国をはじめとして、年金の毎月支給は国際水準となっています。加えて、年金の振込手数料は公開されておりませんが、おおよそ数十億円ではないかとされています。毎月支給とすると追加で数十億円が必要となりますが、日本年金機構の年金積立金は毎年積立額が積み上がってきて、現在おおよそ300兆円であり、運用益も年額4兆円を超えております。これらの運用益のほんの一部を使うことで、すぐにも毎月の支給が可能になります。

今回の請願において一番大切なことは、年金受給者の当たり前の生活者としての権利を保障することであるということを訴え、賛成討論といたします。

○田村議長 ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより、請願第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本件を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成2名 反対4名)

○田村議長 起立少数です。よって本件は不採択と決しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は議会事務局より連絡いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○田村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に村長から追加議案の提案がありましたので、議会運営委員会を開催いたしました。

開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

建石議会運営委員長。

○建石議会運営委員長 先ほど開催いたしました議会運営委員会で、追加議事日程について審査しましたので、報告いたします。

追加議事日程をご覧ください。

村長から議案第32号が提案されました。この1議案は、予算常任委員会に付託することに決していますので、報告いたします。

以上です。

○田村議長 お諮りします。

菊井村長から、議案第32号令和8年度千早赤阪村一般会計補正予算(第2号)が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

議案第32号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いた

しました。

~~~~~

○田村議長 追加日程第1、議案第32号令和8年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第32号は、令和8年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号）についてでございます。本議案は歳入歳出それぞれ312万7,000円を追加いたしまして、予算総額43億3,938万8,000円とするものでございます。

内容でございますが、物価高騰対応重点支援地方交付金を活用し、各地区自治会の光熱水費負担を軽減するための補助金並びに路線バスの燃料費高騰分を補填するための補助金でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。よろしく願いいたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第32号は予算常任委員会に付託いたします。

ここで議事運営上、暫時休憩といたします。

再開は議会事務局より連絡いたします。

午前11時23分 休憩

午後 1時00分 再開

○田村議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お手元に配付しました追加議事日程（第3号の追加2）をご覧ください。

追加日程第1、議案第32号令和8年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

休憩中に予算常任委員会を開催しましたので、予算常任委員長に委員会の報告を求めます。

南本予算常任委員長。

○南本予算常任委員長 それでは、予算常任委員会報告をいたします。

本会議において付託を受けました議案1件の審査を行うため、菊井村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席のもと、委員会を開催いたしました。

議案第32号令和8年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号）の審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結

したのち、採決をしました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田村議長 ありがとうございます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより、議案第32号令和8年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより、議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田村議長 日程第4、閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

建石議会運営委員長から会議規則第75条の規定に基づき、本会議の会期日程と議会の運営に関する事項を閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

ここで、菊井村長より挨拶の発言を求められておりますので、これを許可いたします。

菊井村長。

○菊井村長 それでは、令和8年第2回千早赤阪村議会定例会の閉会に当たりまして、田村議長のお許しをいただき、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会につきましては6月4日の開会以来、本日に至るまで、16日間にわたり開催していただき、本会議並びに常任委員会において、慎重なるご審議を賜りました。

ご提案申し上げました全ての議案につきましてはご可決をいただき、厚くお礼申し上げます。

しかしながら、一般会計補正予算（第1号）につきましては、残念ながら全会一致のご賛同をいただくことはできませんでしたが、楠公誕生地周辺エリアの活性化は歴代の総合計画にも位置づけられた本村の長年の課題であります。今後も大阪府と連携を図りながら、サウンディング調査やワークショップなどを通じまして、村民をはじめ、様々な関係者の皆様と意見交換を行い、着実に事業を進めてまいります。

また、昨日6月18日に大阪府庁において、新モビリティ導入検討協議会が開催され、私も傍聴してまいりました。延期されていまして南河内地域での実証実験につきましては、国産ディーゼル小型バスを採用し、万博レガシーとして、大阪メトロが蓄積した技術や運行ノウハウを活用して、7月から乗客を乗せない形で開始される予定でございます。乗客を乗せた実証実験につきましては、その結果を踏まえて判断されることになっております。本村としましても、安全確保を最優先に機運醸成に努めてまいります。

さて、先般、令和7年の国勢調査の速報値が公表されました。

本村の人口は、令和2年の前回調査から636人減少し、4,273人となりました。想定していたとはいえ、改めて人口減少の厳しさを実感する結果となりました。しかしながら、私はこの現実から目を背けることなく、国の地方創生2.0の考え方も踏まえながら、持続可能で活力ある村づくりに全力で取り組んでまいります。

時折、大阪府任せで村の考えが見えない、そしてまた、村長は大阪府ばかり見ているとのご指摘をいただいております。しかし、私は大阪府に任せているのではありません。村の考えを実現するために、大阪府の持つ知見や人材、制度を最大限活用してまいります。人口減少が進む小規模自治体だからこそ、自前主義にこだわるのではなく、使える力は積極的に活用し、村民の利益につなげていくことが行政の責任であり、私は常に村民の利益の最大化を第一に考えて村政運営に努めてまいります。

議員各位におかれましても、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和8年第2回千早赤阪村議会定例会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

定例会、本当にご苦労さまでございました。ありがとうございます。

○田村議長 ありがとうございました。これで、本日の会議を閉じ、令和8年第2回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでございました。

午後 1時7分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 田 村 陽

議 員 井 上 浩 一

議 員 中 野 智 子